事監契第190318007号
技　企第190318003号
平成３１年３月２８日
改正　令3.2.10　事監契第210204002号・技企第210204002号
改正　令4.3. 8　事監契第220307002号・技企第220307002号
改正　令7.3.26　建企技第250325002号・建企契第250325002号

本社内関係各長　殿
各地方機関の長　殿

事 業 監 理 部 長
技 術 企 画 部 長
（契印・公印省略）

新請負工事成績評定要領の運用について（通達）

「新請負工事成績評定要領の制定について」（平成31年3月28日付け事監契第190318005号・技企第190318001号通達）別紙１の請負工事成績評定要領（以下「新要領」という。）の運用に当たっては、下記の点に留意されたい。

記

１　新要領第５項第２号の評定表の作成に当たって、工事成績採点表（別添１）を事前に作成するものとする。

２　細目別評定点の算出は別添２によるものとする。

３　工事成績採点表の考査項目毎の採点は考査項目別運用表（別添３）によることとし、土木・軌道工事（別添３－１）、機械工事（別添３－２）、建築工事（別添３－３）、電気工事（別添３－４）についてそれぞれ定める。

４　施工プロセスチェックリストは（別添４）によることとし、土木・軌道工事（別添４－１）、機械工事（別添４－２）、建築工事（別添４－３）、電気工事（別添４－４）についてそれぞれ定める。

5　施工状況把握チェックシート（土木工事用）は（別添５）によることとし、施工状況把握チェックシート　標準（別添５－１）、施工状況把握チェックシート　寒中（別添５－２）、施工状況把握チェックシート　暑中（別添５－３）についてそれぞれ定める。

6　表層目視評価法（土木工事用）は（別添６）によることとする。

7　新要領第９項の「当該評定を修正する必要があると認める場合」とは、引き渡し後、契約不適合責任期間中に、契約不適合が判明した場合を指すものとする。

8　各地方機関の長が新要領第 10 項第 3 号及び第 11 項第 2 号の成績評定評価委員会を設置するに当たっては、別添７の成績評定評価委員会設置要領を参考とされたい。ただし、「請負工事成績評定要領等の運用について」（平成 17 年 10 月 31 日付け鉄業契第２６号・鉄計積第２０号通達）に基づき、既に成績評定評価委員会を設置している場合には、これを要しない。

別添1 （甲）

工事成績採点表（しゅん功検査用）

平成　　年　　月　　日
○○建設所

工事名							契約金額（最終）													
受注者名					工期															
考査項目		補助監督員 ※11					監督員							しゅん功検査員						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	＋1.0	＋0.5	0	－5.0	－10														
	Ⅱ.配置技術者	＋3.0	＋1.5	0	－5.0	－10														
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	＋4.0	＋2.0	0	－5.0	－10								＋5.0		＋2.5		0	－7.5	－15
	Ⅱ.工程管理	＋4.0	＋2.0	0	－5.0	－10	＋2.0		＋1.0		0	－7.5	－15							
	Ⅲ.安全対策	＋5.0	＋2.5	0	－5.0	－10	＋3.0		＋1.5		0	－7.5	－15							
	Ⅳ.対外関係	＋2.0	＋1.0	0	－2.5	－5.0														
3. 出来形	Ⅰ.出来形	＋4.0	＋2.0	0	－2.5	－5.0								＋10	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	－10	－20
及び	Ⅱ.品質	＋5.0	＋2.5	0	－2.5	－5.0								＋15	＋12	＋7.5	＋4.0	0	－12.5	－25
出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ													＋5.0		＋2.5		0	－5.0	
4. 工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応 ※2						+20.0 ～ 0													
5. 創意工夫	Ⅰ.創意工夫 ※3	+7.0 ～ 0																		
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等						＋10	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0									
加減点合計（1＋2＋3＋4＋5＋6）		＋ 0.0 点					＋ 0.0 点							＋ 0.0 点						
評定点（65点±加減点合計） ※1		① 点					② 点							③ 点						
出来形評定点（※5）		④ 点																		
評定点計		＿＿＿点 ○出来形検査があった場合：（① 点×0.4＋② 点×0.2＋③ 点×0.2＋④ 点×0.2）＝ 点 ○出来形検査がなかった場合：（① 点×0.4＋② 点×0.2＋③ 点×0.4）＝ 点																		
7. 法令順守等 ※8							点													
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行（-10点） 対象外													
評定点合計 ※10		点 ○評定点計（ 点）+法令順守等（ 点）+総合評価技術提案（ 点）＝ 点																		
所見 ※6																				

※1 65点 ＋ 1.～3.の評定（加減点合計） ＋ 4.～6.の評定（加点合計） ＝ 評定点
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、補助監督員からの報告を受けて監督員が評価するものとする。
※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、7. 法令遵守等、8. 総合評価技術提案は、減点評価のみとする。
※5 出来形検査が2回以上の場合は平均値とする。
※6 所見は必ず記載する。
※7 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、しゅん功検査員の評価に先立ち、補助監督員、監督員が行う。
※8 法令遵守等の評価は、監督員が行う。
※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※10 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※11 補助監督員がいない場合は、監督員が評価する。

別添1（乙）

工事成績採点表（出来形検査用）

平成　年　月　日
○○建設所

工事名							契約金額（最終）													
受注者名						工期														
考査項目		補助監督員					監督員							出来形検査員						
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般																			
	Ⅱ.配置技術者																			
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理													＋5.0		＋2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ.工程管理																			
	Ⅲ.安全対策																			
	Ⅳ.対外関係																			
3. 出来形	Ⅰ.出来形													＋10	＋7.5	＋5.0	＋2.5	0	−10	−20
及び	Ⅱ.品質													＋15	＋12	＋7.5	＋4.0	0	−12.5	−25
出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ													＋5.0		＋2.5		0	−5.0	
4. 工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応																			
5. 創意工夫	Ⅰ.創意工夫																			
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等																			
加減点合計（1＋2＋3＋4＋5＋6）														＋　0.0　点						
評定点（65点±加減点合計）　※1														④　　点						
出来形評定点合計																				
評定点計																				
7. 法令順守等																				
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認																			
評定点合計																				
所見　※2																				

※1　65点 ＋ 2.～3.の評定（加減点合計）　＝　評定点
※2　所見は必ず記載する。
※3　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

別添2

細目別評定点採点表

工事名：

考査項目	細 別	①補助監督員	②監督員	③第1回出来形検査員	③第2回出来形検査員	④しゅん功検査員	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(1.0)×0.4+2.9= 3.3点					3.3点 / 3.3点	3.3%
	Ⅱ. 配置技術者	(3.0)×0.4+2.9= 4.1点					4.1点 / 4.1点	4.1%
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5点		(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	13.0点 / 13.0点	13.0%
	Ⅱ. 工程管理	(4.0)×0.4+2.9= 4.5点	(2.0)×0.2+3.2= 3.6点				8.1点 / 8.1点	8.1%
	Ⅲ. 安全対策	(5.0)×0.4+2.9= 4.9点	(3.0)×0.2+3.3= 3.9点				8.8点 / 8.8点	8.8%
	Ⅳ. 対外関係	(2.0)×0.4+2.9= 3.7点					3.7点 / 3.7点	3.7%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(4.0)×0.4+2.8= 4.4点		(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	(10.0)×0.4+6.5= 10.5点	14.9点 / 14.9点	14.9%
	Ⅱ. 品質	(5.0)×0.4+2.9= 4.9点		(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	(15.0)×0.4+6.5= 12.5点	17.4点 / 17.4点	17.4%
	Ⅲ. 出来ばえ			(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	(5.0)×0.4+6.5= 8.5点	8.5点 / 8.5点	8.5%
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		(20.0)×0.2+3.3= 7.3点				7.3点 / 7.3点	7.3%
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(7.0)×0.4+2.9= 5.7点					5.7点 / 5.7点	5.7%
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(10.0)×0.2+3.2= 5.2点				5.2点 / 5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			(0.0)×1.0= 0.0点					0.0%
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行(-10点) 対象外					0.0%
						評定点合計	100.0点 / 100.0点	

※　出来形検査があった場合　(①＋②＋③×0.5＋④×0.5)＝細目別評価点(出来形検査が2回以上の場合は③を平均する)
　　出来形検査がなかった場合　(①＋②＋④)＝細目別評価点

※　得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

別添３

考査項目別運用表

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（２）（３）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 契約締結の１４日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出された。（契約後、変更後）
□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。（着手前とは、工事着手日以降、実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）開始する前をいう）
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ 建設業退職金収納書届又は未提出理由書を契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）
□ 建設業退職金証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
□ 出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施する体制が、施工計画書等により明確化され有効に機能している。
□ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（１）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 標準示方書、標準仕様書に定める施工管理者、作業責任者等を選任及び配置している。
□ 作業に必要な作業主任者（労働安全衛生法）及び専門技術者（建設業法第26条の2）を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】　※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする
□ 書類を標準示方書、標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅰ施工管理）」について指示事項が無い。
　または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 「施工状況把握チェックシート」を受注者が活用して、その確認を通じて施工改善が適宜行われ、指摘事項に対する
　改善が速やかに実施された。
□ 「表層目視評価法」を受注者が活用して、品質の改善・維持が行われた。
□ 契約書１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行っている。
□ 設計図書の照査において、現場との相違事実がある場合、その事実を確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。
□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□ 支給材料の管理を適切に行っている。
□ 貸与機械の管理を適切に行っている。
□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。
□ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□ 監督員の検査及び立会いの手続きが事前になされている。
□ 設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。
□ 支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出している。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ 工事写真管理基準（案）の撮影項目・頻度を満足している。
□ 軌道モータカー等運転取扱要領に関する手続きが適切に行われている。
□ その他（内容：　理由：）
●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅱ工程管理）」について指示事項が無い。
　または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 建築と電気など、部門間の競合作業について調整を行っている。（定期的な工程会議等を行っている場合に適用）
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や営業線近接等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他（内容：　理由：）
●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅲ安全対策）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工区内の安全協議会等を設置し、１回／月以上の活動記録が整備されている。
□ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ 安全に関する研修・訓練等を半日／月以上実施している。
□ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。
□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ 過積載防止に積極的に取り組んでいる記録等がある。
□ 使用機械、車両及び貸与機械等の点検整備等が管理され、記録等がある。
□ 重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。
□ 軌道モータカー等の逸走防止対策に取り組んでいる。
□ 軌道モータカー等運転取扱要領に関する手続きを適切に行っている。
□ 仮設工の点検及び管理が、チェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施され、記録等がある。
□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□ 事故・災害事例の収集に努め、作業員全員に周知し、自主的に改善策等を議論している。
□ 作業手順書の作成、全員周知、作業の実行、検証のＰＤＣＡを常に回している記録がある。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅳ対外関係）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ

Ⅰ．出来形</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ ばらつきの判断は別紙参照。

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木構造物の検測簿（様式集）」「軌道関係工事記録様式標準（案）」「土木構造物の寸法の許容値（案）」「出来形・品質管理基準（案）」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。</td><td>□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td rowspan="2">□ 品質の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</td><td rowspan="2">□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="3">※ ばらつきの判断は別紙参照。

① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③ 品質管理とは、「土木工事標準示方書」「軌道工事標準示方書」「出来形・品質管理基準（案）」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。
当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □　測量、位置出し等に関する工夫。 □　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □　土工、地盤改良、橋梁架設、コンクリート打込み等の施工に関する工夫。 □　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □　照明などの視界の確保に関する工夫。 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □　運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □　施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □　施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □　ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICT を活用した工事（電子納品のみは除く）**※本項目は１点の加点とする。** □　ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 **※本項目は２点の加点とする。**　**※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする** □　特殊な工法や材料を用いた工事。 □　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 □　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □　コンクリートの材料、打込み、養生に関する工夫。 □　鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □　労働災害に関するリスクマネジメントを現場運営している。**※本項目は2 点の加点とする。** ・労働安全衛生マネジメントシステム（ＯＨＳＭＳ）等を導入し安全衛生管理を実施している。［※１点加点］ ・建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。［※１点加点］ □　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 □　現場閉所による週休２日制適用工事において、完全週休２日（土日）を達成している。 □　週休２日交替制適用工事において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休２日を達成している。 □　若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【新技術】 □　NETIS登録技術のうち、事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。**※本項目は2点の加点とする** □　NETIS登録技術のうち、事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。**※本項目は1点の加点とする** □　NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。**※本項目は1点の加点とする** **※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大２点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大２点の加点とする。** 【その他】 □　その他（内容：　理由：） □　その他（内容：　理由：） □　その他（内容：　理由：） □　その他（内容：　理由：） □　その他（内容：　理由：） □　その他（内容：　理由：） □　その他（内容：　理由：）
	記述評価（レマークを付した評価内容の詳細記	評　点：　　点 **【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載**

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つレ点が付されれば１、２点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接及び関連・競合する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
□　工事用地等の確保及び施工条件の変更など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（内容：　理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　建設所の安全協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（内容：　理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 □　1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □　2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3.その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**４点の加点**とする。	(1.について) 明かり工事：延長が3kmを超える工事、トンネル工事：延長の半分以上について、2切羽同時施工した工事、 切土・盛土工：50万m^3以上、トンネル（NATM）の内空平均面積：100m^2以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、 橋梁上部工の最大支間長：100m以上、ラーメン高架橋の構造：２層又は線路直角方向４柱式以上、 地下駅、立坑：掘削深さの平均：40m以上、トンネル（ｼｰﾙﾄﾞ）のマシン外径12m以上 軌道工事：車両基地工事 (2.について) ・特殊型式の橋梁工事（エクストラドーズド橋、PC斜版橋、アーチ橋等） ・特殊形式のトンネル工事（SENS等） ・複線を１線ずつ高架化するため、高架橋を上下線に分割して施工する工事。 ・土構造（本線または車両基地、保守基地）、ラーメン高架橋、ＰＣ桁、鋼・合成桁、山岳トンネル、シールドトンネル、開削トンネルのうち３種類以上を含む工事。 ・スラブ軌道、合成まくらぎ直結軌道、弾性まくらぎ直結軌道、バラスト軌道のうち3種類以上を含む工事 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、新技術又は新工法の適用など技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが小さいため、ＦＥＭ解析などによる検討が必要な工事。 ・その他、ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ等が必要な設計や特殊な工法及び材料等を用いた工事。 ・特殊橋りょう、長大橋りょう等、挙動の大きい構造物を含む軌道工事
		Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □　4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □　5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □　6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □　7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □　8.施工箇所が広範囲にわたる工事 □　9.その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**６点の加点**とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は自動車専用道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地や２車線以上の道路直下での、土被り１Ｄ以下のトンネル工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・ＤＩＤ地区での工事。 (7.について) ・日断面交通量が概ね１万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・日断面交通量が概ね１万台以上の道路で車線の切り回しを行った工事 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。（現場間が概ね５km以上離れている工事） (9.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　10.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □　11.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □　12.急峻な地形での工事 □　13.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □　14.自然由来の有害物質の処理が必要であった工事 □　15.その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**４点の加点**とする。	(10.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・膨張性地山、多量の湧水、地質構造線による断層破砕帯などを通過したトンネル工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (11.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (12.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 (13.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (14.について) ・自然由来の重金属を処理した工事。 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □　16.12ヶ月を超え、24ヶ月以下の工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）**2点の加点** □　17.24ヶ月を超え、36ヶ月以下の工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）**3点の加点** □　18.36ヶ月を超え、48ヶ月以下の工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）**4点の加点** □　19.48ヶ月を超え、60ヶ月以下の工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）**5点の加点** □　20.60ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）**6点の加点** ※上記16～20の事故は、指名停止措置要綱に基づく文書又は口頭警告に至らない事故は除く。 ※上記の対応事項のいずれかに該当する場合は、各事項に記載の点数を加点する。	
	評　価	評　点：＿＿＿＿点	

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（監　督　員）

考査項目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
（河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。）

□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

□　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

□　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□　その他（内容：　　理由：　　）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（監　督　員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措置内容	点数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　20 点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15 点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13 点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10 点
□　5.文書又は口頭警告	－　8 点
□　6.文書又は口頭注意	－　5 点
□　7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （「もらい事故」や「交通事故」及び「工事関係者事故のうち、原因がヒューマンエラーで労働者の休業がないもの」は含まない。）	－　3 点
□　8.その他　内容： 理由：	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．総合評価技術提案の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 契約書第１９条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが
確認できる。
□ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
□ 検査及び立会請求の手続きを事前に行っていることが確認できる。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適正に行っていることが確認できる。
□ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ 出来形、品質等の確認体制が確立され、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
□ 工事の関係書類を定められた期日に提出し、不足なく整理していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 工事写真管理基準（案）の撮影項目・頻度を満足していることが確認できる。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考 査 項 目	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ’に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ 隣接工区を含めた測量基準点（仮設を含む）の点検を年２回以上、測量作業規程に則り行っていることが確認できる。
- □ 立坑への中心線および水準の導入を、特に精密に行っていることが確認できる。
- □ 寸法の許容値（案）に抵触することによる、構造物のはつりや線形の修正等を生じさせていない。
- □ その他（内容：　理由：）

※ ばらつきの判断は別紙参照。

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木構造物の検測簿（様式集）」**「軌道関係工事記録様式標準（案）」**「土木構造物の寸法の許容値（案）」「出来形・品質管理基準（案）」の測定項目、の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「ｃ」評価とする。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工（切土、盛土、盛土補強土壁、地盤改良、擁壁等工事）	□　品質関係の評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

□　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
□　置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
□　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
□　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
□　芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
□　平板載荷試験、アンカー工の引き抜き試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
□　法面に有害な亀裂が無い。
□　補強土、擁壁等に使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
（面状補強材、コンクリート、改良材等）
□　補強材（ジオテキスタイル）の施工を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
（例えば、土構造標準8.10「構造細目」では、補強材（ジオテキスタイル）の継目は壁面に対し延長方向（従方向）に0.1m程度重ね合わせ、直角方向にやむを得ず設ける場合は0.5m程度重ね合わせ、番線等で十分に連結することが記載されている。）
□　軟弱地盤上の盛土や急勾配掘削の場合において、動態観測結果を的確に施工に反映していることが確認できる。
□　構造物支持地盤の排水処理を適切に行っていることが確認できる。
□　伐開除根作業は根や雑物を残さないよう丁寧に施工していることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【地盤改良関係】

□　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
□　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
□　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

評価値が９０%以上　・・・・・・・・・	a
評価値が８０%以上９０%未満　・・・	a’
評価値が７０%以上８０%未満　・・・	b
評価値が６０%以上７０%未満　・・・	b’
評価値が６０%以下　・・・・・・・・・	c

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工 （法面工事）	□　品質関係の評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共 通】

□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
□　施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
□　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
□　雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【植生工関係】

□　のり面調査（土壌調査、のり面構造調査など）を実施しており、その結果を施工に反映していることが確認できる。
□　ネットなどの継目が１目半以上重ね合わせてあり、境界に隙間が生じていないことが確認できる。
□　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
□　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【法面吹付工関係】

□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　金網の継目が１目半以上重ね合わせてあり、相互に緊結されていることが確認できる。
□　金網が破損を生じていないことが確認できる。
□　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
□　吹付けを２層以上に分けて行う場合、２層目を１時間以内に吹付けていることが確認できる。
□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　水抜孔の施工が適正であることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【法枠工関係】

□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
□　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
□　強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
□　枠の下に空隙が無いことが確認できる。
□　層間にはく離が無いことが確認できる。
□　打継ぎ目は横梁の中央に設けており、継目処理を適切に行っていることが確認できる。
□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

評価値が９０％以上 ・・・・・・・・・	a
評価値が８０％以上９０％未満 ・・・	a’
評価値が７０％以上８０％未満 ・・・	b
評価値が６０％以上７０％未満 ・・・	b’
評価値が６０％以下 ・・・・・・・・・	c

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	無筋、鉄筋コンクリート	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（w／c、最大骨材粒径、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制、単位水量）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量、骨材のアルカリシリカ反応性、単位水量の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打込み時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
- □　コンクリートの打込み前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打込みまでにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工（かぶり、ピッチ、設計で定められた箇所以外で溶接していないか等）が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
- □　コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
- □　コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
- □　非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（内容：　理由：　）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	橋梁下部	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【直接基礎関係】

□　支持地盤の確認が、既存の土質データとの比較や平板載荷試験等により確認できる。
□　床付け面が、所定の高さに丁寧に仕上げられていることが確認できる。
□　置換えのため掘削は、掘削面以下の層を乱さないように施工し、施工中の水替工を十分行っていることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【既製杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒等）】

□　杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
□　杭の打止め管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
□　水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　杭の現場溶接継手の施工及び品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【場所打ち杭関係】

□　支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□　トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
□　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打込み等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　コンクリートの余盛や杭頭処理が適切で、杭本体を損傷していないことが確認できる。
□　水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【深礎関係】

□　支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打込み等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　裏込材注入の注入量などが施工記録により確認できる。
□　ライナープレートの組み立てにあたり、脱落、変形、ゆるみがなく適切に設置していることが確認できる。
□　設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

【ケーソン関係】

□　刃口の据付が適切であることが確認できる。
□　支持地盤に達していることが、既存の土質データとの比較や掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
□　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打込み等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　水平度、鉛直度等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□　設計図書に基づき施工記録が適切に整備されていることが確認できる。
□　その他（内容：　理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋 上部（ＰＣ及びＲＣを対象）	■　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【コンクリート工関係】

- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（w／c、最大骨材粒径、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制、単位水量）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量、骨材のアルカリシリカ反応性、単位水量の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打込み時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認でき
- □　コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
- □　コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
- □　非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打込みまでにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
- □　有害なクラックが無い。
- □　その他（内容：　理由：）

【ＰＣ工関係】

- □　緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □　その他（内容：　理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼橋上部（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる）	□　品質関係の評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】

- □　鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □　欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装の施工管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
  素地調整完了後３時間以内に第１層目を塗装していることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗料の品質が品質規格証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □　その他（内容：　理由：）

【架設関係】

- □　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □　高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っている方法が適切であることが確認できる。
- □　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
- □　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □　現場塗装において、温度、湿度、風速等が塗装作業の禁止条件に抵触していないことが確認できる。
- □　その他（内容：　理由：）

【塗装工事】

- □　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させる等適切な作業条件下で、塗装の施工管理者の立会のもと施工していることが確認できる。
- □　ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □　天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □　塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □　鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
- □　塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □　塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □　溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □　塗料の品質が品質規格証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □　その他（内容：　理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

評価値が９０％以上 ・・・・・・・・・	a
評価値が８０％以上９０％未満 ・・・	a’
評価値が７０％以上８０％未満 ・・・	b
評価値が６０％以上７０％未満 ・・・	b’
評価値が６０％以下 ・・・・・・・・・	c

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル（山岳）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。 ●評価対象項目 □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（w／c、最大骨材粒径、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制、単位水量が確認できる。 □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量、骨材のアルカリシリカ反応性、単位水量の測定結果が確認できる。 □　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打込み方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認でき □　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　設計図書に定められた地山区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 □　坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □　設計図書に基づき計測管理を行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 □　金網の継ぎ目を１～２目程度重ね合わせて施工していることが確認できる。 □　吹付コンクリートの施工は、掘削後入念に浮石等を除いた後直ちに実施し、地山と密着するよう施工していることが確認できる。 □　吹付けコンクリート施工面の湧水処理を適切に行っていることが確認できる。 □　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 □　吹付け面が平滑に仕上がっていることが確認できる。 □　ロックボルトの充てん材が十分に充てんされ、挿入・締付け（ネジ山の残長）が適切に行われ、プレートが正しくセットされていることが確認できる。 □　防水シート施工面は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マットなど保護材で防護対策を行っていることが確認できる。 □　覆工コンクリートの打継目の処理は、切欠き構造となっていることが確認できる。 □　覆工コンクリート型枠脱型時期を実際の養生条件と合わせた供試体を用いて強度試験を実施して決定していることが確認できる。 □　覆工コンクリートは、妻型わくと吹付けコンクリートとの間に空隙がないことが確認できる。 □　排水工は湧水状況を確認し、適切に設置されていることが確認できる。 □　その他（内容： 理由：）					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル（シールド）	□　品質関係の評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　工場でのシールド機械の製作にあたって、原寸、材料、部品、溶接、工場仮組立、試運転等の検査を適切に実施していることが確認できる。
- □　シールド機械の搬入は、搬入に適する形状に分割し、損傷等が生じないよう行っていることが確認できる。
- □　搬入現場での溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　シールド機械の組立は、正確に狂い等が生じないよう適切に行っている
- □　セグメントおよび継手について、材料、型枠、強度試験、外観、寸法等の検査および試験を実施していることが確認できる。
- □　セグメントの貯蔵及び運搬は、損傷および腐食等のないよう適切に行っていることが確認できる。
- □　掘進中の各種ジャッキ切羽状況、シールド変化量、推力、排土量、泥水圧、泥水濃度等の管理を行い、記録を作成し、監督員に提出していることが確認できる。
- □　必要な調査、計測内容が協議され、結果を報告していることが確認できる。
- □　組立セグメントに欠陥がなく、適切に施工していることが確認できる。
- □　裏込注入工の配合、注入量、注入圧等について記録、管理していることが確認できる。
- □　防水工において、継ぎ手部を清掃する、水膨張性材料を使用する場合は、雨水等の影響を受けないようにする等適切に施工していることが確認できる。
- □　その他（内容：　理由：　）

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル（開削）	□　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ ［土木工事標準示方書、関連基準、その他設計図書に定められた試験］ ※ ばらつきの判断は別紙参照。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □　床付け面が、所定の高さに丁寧に仕上げられていることが確認できる。
- □　仮設工、開削補助工の施工を適切に行い、本体構造物を確実に施工できるよう管理していることが確認できる。
- □　埋戻しは、適切な材料および方法を用いて十分締固めるとともに、雑物が残らないよう入念に施工していることが確認できる。
- □　コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており､コンクリートの品質(w／c、最大骨材粒径、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制、単位水量）が確認できる。
- □　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量、骨材のアルカリシリカ反応性、単位水量の測定結果が確認できる。
- □　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打込み時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる
- □　コンクリートの打込み前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □　コンクリート打込みまでにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □　鉄筋の組立及び加工（かぶり、ピッチ、設計で定められた箇所以外で溶接していないか等）が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □　コンクリート打込み前に型枠清掃を確実に行っていることが確認できる。
- □　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □　ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理も適切に行っていることが確認できる。
- □　コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。
- □　コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。
- □　非破壊検査を適切に実施していることが確認できる。（基準試験・日常管理試験）
- □　有害なクラックが無い。
- □　コンクリート内に残置するＨ型鋼等の防錆処理が適切に行われていることが確認できる。
- □　止水版の中心が継目位置に正しく取付けられていることが確認できる。（コンクリート打込み時にも移動しないよう堅固に取付け）
- □　防水工を適切に施工し、漏水がないことが確認できる。
- □　その他（内容：　理由：）

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c	c
	60%未満	b’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	軌道工事 （軌道スラブ製作運搬工事）	● 評価対象項目 〔コンクリート関係〕 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（w/ｃ、最大骨材粒径、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート打込みに必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量、単位水量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適したコンクリート練り上がりから打設完了までの時間、打設時の締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。 □ コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ 鉄筋の引張強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋及び型枠に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 有害なあばた・欠損及びクラックが無い。 □ 鋼製型枠が所定の仕上り精度であることが確認できる。 □ 型枠の定期検査、整備が実施され、適切に品質管理を行っていることが確認できる。 〔軌道スラブ付属品関係〕 □ 埋込栓等取付部品の品質が、証明書類で確認できる。 □ 埋込栓等部品の必要な試験を実施しており、引抜保証強度・絶縁抵抗値等の測定結果が確認できる。 □ 埋込栓等部品及びタイプレートの取付状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ インサートCのグリース及び締結装置埋込栓の防錆油の塗布状況が良好である. 〔PC工関係〕 □ 緊張に使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 □ 使用するPC鋼材・支圧板等及びアンボンド材の品質が、証明書類で確認できる。 □ ＰＣ鋼材の緊張管理及びアンボンド材の塗膜厚管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ プレストレス導入時のコンクリート圧縮強度の確認は、**軌道スラブ**と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 **〔軌道スラブの取扱い工関係〕** □ 軌道スラブの運搬・貯積方法が適切であることが確認できる。 □ 軌道スラブの受取検査が、適切に実施されている。 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					■ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	■ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>軌道工事
（スラブ軌道工事）</td><td colspan="5">● 評価対象項目
□ 軌道スラブの受取検査が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 基準器に基づく軌道スラブの調整が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ CAモルタル注入に使用する材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ CAモルタルの試験練りを行っており、CAモルタルの品質（圧縮強度・フロータイム、ﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ、膨張率等）が確認できる。
□ CAモルタル注入前に必要な試験を実施しており、温度、圧縮強度・フロータイム、ﾌﾞﾘｰﾃﾞｨﾝｸﾞ、膨張率等の測定結果が確認できる。
□ CAモルタル注入厚が、設計図書の仕様を満足している。
□ 軌道スラブ端からのﾛﾝｸﾞﾁｭｰﾌﾞ出入り量が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 突起樹脂注入に使用する材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ 突起樹脂の注入厚が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 調節パッキンに使用する材料の品質が、証明書類で確認できる。
□ 調節パッキン注入厚が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ロングレール設定替記録が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 軌道の仕上がり状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 締結装置の締付け状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 構造物の汚損・欠損防止が、適切に行われていることが確認できる。
□ 材料（支給、調達）が適切に管理されている。
□ その他（内容：　理由：）
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・a’
評価値が70%以上80%未満・・b
評価値が60%以上70%未満・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td rowspan="2">■ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">■ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>軌道工事
（バラスト軌道工事）</td><td colspan="5">● 評価対象項目
□ 道床バラストの管理（大小粒の分離**防止**、土砂混入**がない**等）が、適切に行われていることが確認できる。
□ 道床形状、道床厚が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 道床横抵抗力が、所定の値を満足していることが確認できる。
□ 道床面の締固め状態が、良好である。
□ まくらぎの間隔・直角変位が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 締結装置の締付け状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 継目部の遊間、継目板の締付け状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 軌道の仕上がり状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 構造物の汚損・欠損防止が、適切に行われていることが確認できる。
□ 材料（支給、調達）が適切に管理されている。
□ その他（内容：　理由：）
●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・a’
評価値が70%以上80%未満・・b
評価値が60%以上70%未満・・b’

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	軌道工事（まくらぎ直結　軌道工事）	● 評価対象項目 〔コンクリート関係〕 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（w/ｃ、最大骨材粒径、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート打込みに必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、圧縮強度、塩化物含有量、単位水量等の測定結果が確認できる。圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適したコンクリート練り上がりから打設完了までの時間、打設時の締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリート関係の書類を適切な時期に提出していることが確認できる。 □ コンクリートの日常管理（管理図・試験頻度等）を適切に実施していることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ 鉄筋の引張強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋及び型枠に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ ジャンカ・砂すじ等が少なく、かつ適正に補修がなされ、セパレータの後処理及び軌きょう支承装置の後処理も適切に行っていることが確認できる。 □ 有害なあばた・欠損及びクラックが無い。 □ レール、まくらぎ、締結装置にコンクリート打設時の生コンが付着しないよう、防護を行っていることが確認できる。 〔軌道関係〕 □ まくらぎ下樹脂注入に使用する材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ まくらぎ下樹脂の注入厚が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 調節パッキン注入に使用する材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ 調節パッキン注入厚が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ まくらぎの間隔・直角変位が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 締結装置の締付け状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 軌道の仕上がり状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 材料（支給、調達）が適切に管理されている。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。					■　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	■　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形及び出来ばえ

Ⅱ．品質</td><td>軌道工事
（レール溶接工事）</td><td colspan="5">● 評価対象項目
□ テストピースの試験結果が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ レール溶接までに、レール端面のペイント・錆及び油脂等の異物の付着しないよう管理していることが確認できる。
□ ガス圧接時の加圧力、圧縮量等が、適切に管理されているか確認できる。
□ ｴﾝｸﾛｰｽﾞｱｰｸ溶接に使用する、溶接棒の品質が、証明書類で確認できる。
□ ｴﾝｸﾛｰｽﾞｱｰｸ溶接前の開先量が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ ｴﾝｸﾛｰｽﾞｱｰｸ溶接時の電流・使用する溶接棒の種類が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ レール溶接の仕上がり状態が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 熱処理レールの後熱処理が適切に行われていることが確認できる。
□ その他（内容：　理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・a’
評価値が70%以上80%未満・・b
評価値が60%以上70%未満・・b’

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td rowspan="2">■　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</td><td rowspan="2">■　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</td></tr>
<tr><td>軌道工事
（基準器設置工事）</td><td colspan="5">● 評価対象項目
□ 計画線形が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
□ 基準器が、適切に設置されている。
□ 基準器諸元表（電子的諸元表を含む）が、適切に設置されている。
□ 基準器保護モルタルに有害なクラック等がない。
□ 路盤の出来形に応じて、適当な修正線形を設定していることが確認できる。
□ 軌道中心間隔、建築限界、施工基面幅を考慮した線形の設定を行っていることが確認できる。
□ 基準器再測量において、適切な軌道スラブの上げ越し・下げ越し量の設定を行っていることが確認できる。
□ その他（内容：　理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・a’
評価値が70%以上80%未満・・b
評価値が60%以上70%未満・・b’

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td></tr>
</table>

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	土工 （切盛土工）	●評価対象項目 □　仕上げが良い。 □　通りが良い。 □　規定された勾配が確保されている。 □　法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □　切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　用排水工等に細心の注意が払われ、きめ細やかな施工がされている。 □　構造物へのすりつけなどが良い。 □　関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当８項目以上・・・a 該当６項目・・・・・b 該当５項目・・・・・c 該当３項目以下・・・d	
	土工（法面工）	●評価対象項目 □　通りが良い。 □　植生、吹付等の状態が均一である。 □　端部処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当３項目以上・・・a 該当２項目・・・・・b 該当１項目・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	無筋、鉄筋 コンクリート、 トンネル 橋梁下部 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端、端部及び打継ぎ目の仕上げが良い。 □　有害なクラックが無い。 □　漏水、滞水が無い。 □　全体的な美観が良い。 ※地盤改良はｃ評価とする。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	コンクリート橋上部	●評価対象項目 □　コンクリート構造物の表面状態が良い。 □　コンクリート構造物の通りが良い。 □　天端及び端部の仕上げが良い。 □　支承部の仕上げが良い。 □　有害なクラックが無い。 □　漏水、滞水がない。 □　ＰＣ鋼材緊張後の後処理が良い。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当６項目以上・・・a 該当５項目・・・・・b 該当４項目・・・・・c 該当３項目以下・・・d	

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	鋼橋上部	●評価対象項目 □　表面に補修箇所が無い。 □　部材表面に傷及び錆が無い。 □　溶接に均一性がある。 □　塗装に均一性がある。 □　漏水、滞水がない □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当５項目以上・・・a 該当４項目・・・・・b 該当３項目・・・・・c 該当２項目以下・・・d	
	鋼橋上部 （塗装） （工場塗装を除く）	●評価対象項目 □　塗装の均一性が良い。 □　細部まできめ細かな施工がされている。 □　補修箇所が無い。 □　ケレンの施工状況が良好である。 □　全体的な美観が良い。		●判断基準 該当４項目以上・・・a 該当３項目・・・・・b 該当２項目・・・・・c 該当１項目以下・・・d	

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	軌道工事 （軌道スラブ製作運搬）	●評価対象項目 □　締固めや養生の方法が良く、脱枠時の軌道スラブ表面に気泡やあばたが少ない。 □　仕上げ作業時の気泡埋め作業が丁寧で、軌道スラブ表面の状態が良い。 □　クラックや補修跡が無い。 □　付属品が鉛直に取り付けられており、表面の段差がない。 □　ＰＣ鋼棒の後埋め状態が良い。 □　製品番号や中心線・ＴＰ線などの表示が明瞭である。 □　軌道スラブの反転、工場内での移動、小運搬時の軌道スラブの取り扱いが丁寧である。 □　裏面のハケ目仕上げが直線的に仕上がっている。	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が70％以上90%未満　・・・・・b 評価値が50％以上70％未満・・・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。		
	軌道工事 （スラブ軌道工事）	●評価対象項目 □　**レール、**スラブの損傷箇所が無い。 □　CAモルタルの注入状態や出来ばえが良い。 □　CAモルタルの漏れ出し防止に対する取り組みが良く、路盤上の汚損が少ない。 □　ＣＡモルタルの注入工の処理が良い。 □　ＣＡモルタル等の補修箇所が無い。 □　突起部注入の施工方法への取り組みが良く、仕上げ状態が良く、路盤上の汚損が少ない。 □　レール面整正作業が丁寧で、仕上がり状態が良い。 □　ボルト類の注油状態が良く損傷が無い。 □　スラブ面や締結装置に汚れが無い。 □　軌道基地の整理整頓が行き届いている。 □　締結装置の組み立て間違いがなく、ＴＰの据え付け状態、締結装置の取り付け状態が良い。 □　調整パッキンが締結装置中央に設置されており、位置に偏りが無い。	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が70％以上90%未満　・・・・・b 評価値が50％以上70％未満・・・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）		
	軌道工事 （バラスト軌道工事）	●評価対象項目 □　まくらぎ損傷箇所や補修跡が無い。 □　まくらぎの浮上りが無く、締固め状態が良い。 □　バラストに土砂混入が無い。 □　道床厚の過不足や肩の崩れ等が無く、道床形状が良い。 □　ボルト類の注油状態が良く損傷が無い。 □　犬釘の離れ・浮上り等が無い。 □　まくらぎ面や締結装置に汚れやバラストの混入が無い。 □　軌道基地の整理整頓が行き届いている。 □　バラストに極端な埃、チリの付着がない。	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が70％以上90%未満　・・・・・b 評価値が50％以上70％未満・・・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）		
	軌道工事 （まくらぎ直結軌道工事）	●評価対象項目 □　まくらぎ損傷箇所**や補修跡**が無い。 □　道床コンクリートにクラックや補修箇所が無い。 □　道床コンクリートの天端仕上げ、端部仕上げが良い。 □　まくらぎと道床コンクリートの間に隙間が無い。 □　ボルト類の注油状態が良く損傷が無い。 □　**レール、**まくらぎ面や締結装置に汚れが無い。 □　軌道基地の整理整頓が行き届いている。 □　軌間内の排水状況が良い。 □　合成まくらぎ固定用ボルト長さが適正である。	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が70％以上90%未満　・・・・・b 評価値が50％以上70％未満・・・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）		

別添３－１

考査項目別運用表（土木・軌道工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
３．出来形及び出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	軌道工事 （レール溶接工事）	●評価対象項目 □　レール溶接部の仕上がり状態が良い。 □　再きょう正、再仕上げを行っていない。 □　再溶接の痕跡が無い。 □　溶接部や長尺レール長、左右レールの別の表示が明瞭である。 □　溶接基地の整理整頓が行き届いている。 ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が70％以上90%未満　・・・・・b 評価値が50％以上70％未満・・・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）			
	軌道工事 （基準器設置工事）	●評価対象項目 □　基準器設置状態が良い。 □　基準器諸元表の貼付状態(電子的な設置の場合、データの整備状態)が良い。 □　路盤の測量結果と修正線形の関係が分かる資料の整備状態が良い。 □　軌道開放に合わせて区間を分割して測量した場合、境界をまたいだ修正線形の設定状況が分かる資料が整理されている。 □　基準器再測量における測量結果と、軌道スラブの上げ越し・下げ越し量の設定の関係が分かる資料が整理されている。 □　防護モルタルの形状が良好で、水溜りが無い。 ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・・・a 評価値が70％以上90%未満　・・・・・b 評価値が50％以上70％未満・・・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・・・・d ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）			

別紙

1．出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上・下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

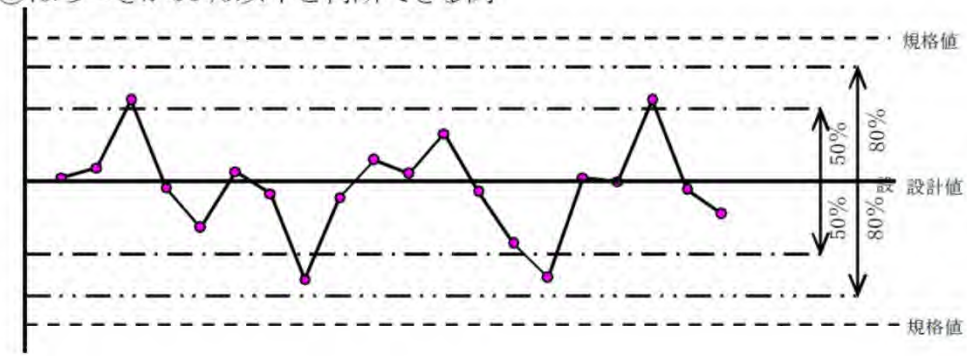

②ばらつきが80％以下と判断できる例

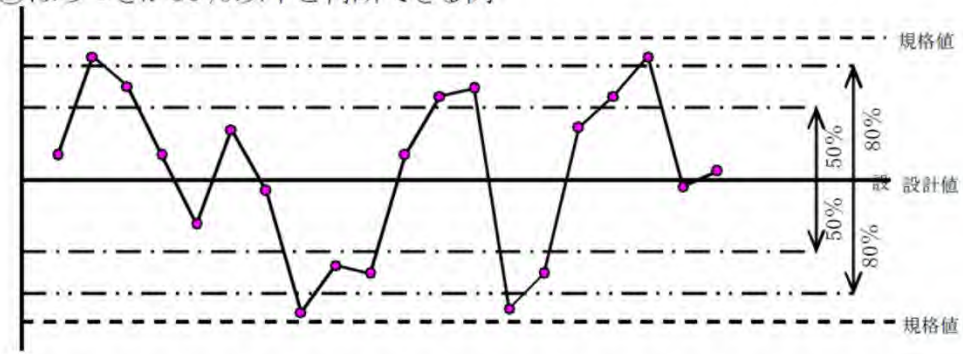

ばらつきの評価について
・測定値の概ね8割が、規格値の50％以内に収まっている⇒ばらつきが50％以下
・測定値の概ね8割が、規格値の80％以内に収まっている⇒ばらつきが80％以内

考査項目別運用表（機械工事）

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（２）（３）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 契約締結の１４日以内に、契約工程表及び請負代金内訳書が提出された。（契約後、変更後）
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ 実際の工事のための準備等（現場事務所等の建設、測量等）を開始する前に総合施工計画書を提出している。
□ 建設業退職金収納書届又は未提出理由書を契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）
□ 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
□ 出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施する体制が、施工計画書等により明確化され有効に機能している。
□ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者
（現場代理人等）</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（１）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 標準示方書、標準仕様書に定める施工管理者、作業責任者等を選任及び配置している。
□ 作業に必要な作業主任者（労働安全衛生法）及び専門技術者（建設業法第26条の2）を選任及び配置している。
□ 書類及び資料が適切に整理されている。
□ 施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】　※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする
□ 書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅰ施工管理）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
□ 施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
□ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
□ 施工計画書に基づき、出来形・品質の管理を常時適切に行っている 。
□ 施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
□ 工事打合せ簿等の工事記録の整備が、適時に行われている。
□ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
□ 一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
□ 現場内での整理整頓が、常時行われている。
□ 使用する機器及び材料（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
□ 社内検査が計画的に行われている。
□ 独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
□ 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ 建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
□ その他（内容：
理由：）
●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅱ工程管理）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 建築と電気など、部門間の競合作業について調整を行っている。（定期的な工程会議等を行っている場合に適用）
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や営業線近接の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他（内容：
理由：）
●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c
① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅲ安全対策）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、１回／月以上活動し、記録が整備されている。
□ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
□ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。
□ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され。記録が整備されている。
□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ 過積載防止に十分に取り組んでいる。
□ 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
□ 重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。
□ 仮設工の点検及び管理が、チェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施され、記録等がある。
□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ 各種安全パトロールで指摘を受けた事柄について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
□ 事故・災害事例の収集に努め、作業員全員に周知し、自主的に改善策等を議論している。
□ 作業手順書の作成、全員周知、作業の実行、検証のＰＤＣＡを常に回している記録がある。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅳ対外関係）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 施工図等が、設計図書を満足している。 □ 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ その他（内容：　理由：）			□ 出来形に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 工事請負契約書第１８条に基づき監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

※１．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 品質確認記録の内容が、適切である。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ 機材及び施工の品質が、良好である。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ その他（内容：　理由：）			□ 品質の管理に関して、不適切であり、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 工事請負契約書第１８条に基づき監督員が改造請求を行った。
		●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【準備・後片づけ関係】 □　測量、位置出し等に関する工夫。 □　現地調査方法の工夫 □　その他（内容：　理由：）	【安全衛生関係】 □ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手すり、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □　その他（内容：　理由：）
		詳細評価内容：	詳細評価内容：
		【施工関係】 □　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □　工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □　土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □　建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □　電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □　暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □　照明・視界確保等の工夫 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □　運搬車両・施工機械等の工夫 □　型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □　施工管理及び品質向上等の工夫 □　プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □　仮設施工等の工夫 □　既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □　保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □　作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □　ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICT を活用した工事（電子納品のみは除く）**※本項目は１点の加点とする。** □　ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 **※本項目は２点の加点とする。**　**<u>※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする</u>** □　その他（内容：　理由：）	【施工管理関係】 □ 出来形の管理等に関する工夫 □ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用 □ 施工合理化技術（※５）を活用した施工管理の工夫 □ その他（内容：　理由：）
		詳細評価内容：	詳細評価内容：
			【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 □ 現場閉所（現場休息）による週休２日制適用工事において、週休2 日を達成している。 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。
		【品質関係】 □　集計ソフト等の活用と工夫 □　躯体工事の品質管理の工夫 □　建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □　施工の検査・試験に関する工夫 □　品質記録方法の工夫 □　その他（内容：　理由：）	【その他】 □ その他（内容：　理由：） □ その他（内容：　理由：） □ その他（内容：　理由：） □ その他（内容：　理由：）
評　価			
評　点：＿＿＿＿点		詳細評価内容：	詳細評価内容：

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。　※２．該当する数と重みを勘案して評価する。１項目１点を目安とするが、項目により１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※４．評価した内容を詳細評価欄に記載する。
※５．施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。
※６．考査項目「創意工夫」の【準備・片付け関係】から【安全衛生関係】までの４つの工夫事項ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。
さらに、５つの工夫事項の他に評価できる内容がある場合、【その他】の項目に追加で加点できるものとする。

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
□　工事用地等の確保及び施工条件の変更など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（内容：
理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　建設所の安全協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（内容：
理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性（施工条件等への対応）	Ⅰ．工事規模への対応	□　施工箇所が点在し広域に渡る場合の工事 □　地下駅の空調設備工事 □　本線内の雪害対策機械設備工事 □　車両基地の検修機械設備工事 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。	・施工箇所が複数あり、施工の点在範囲がおおむね25kmを超えた場合
	Ⅱ．施設固有の機能の難しさへの対応	□　対象施設の耐震レベル □　施設機能の特殊性 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	Ⅲ．施設固有の施工技術の難しさへの対応	□　建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 □　設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □　制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。	・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 ・夜間搬入をおこなった工事 ・複雑に入り組んだ場所あるいは狭隘な場所で機器の搬入・据付けを行う工事
	Ⅳ．厳しい自然・地盤条件への対応	□　湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □　軟弱地盤、支持地盤の影響 □　雨・雪・風・気温等の影響 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 ・ピット等が水没する恐れがあり、排水対策や監視が必要な工事 ・トンネル内等の多湿場所の設備等で結露対策が必要な工事
	Ⅴ．厳しい周辺環境、社会条件との対応	□　地中埋設物等の作業障害 □　工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □　周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □　周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □　営業線近接工事を含む場合 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば**２点の加点**とする。	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>対　応　事　項</th><th>【事例】具体的な施工条件等への対応事例</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４．工事特性
（施工条件等への対応）</td><td>Ⅵ．施工現場での対応</td><td>【長期工事における安全確保への対応】
□　現場作業が12ヶ月を超え、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)
※「施工プロセスのチェックリスト」のうち「２.施工状況（Ⅱ工程管理）」について、指示事項がない場合に加点の対象とする。
※指名停止措置要綱に基づく文書又は口頭警告に至らない事故は除く。
【災害等での臨機の措置】
□　地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事
【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】
□　工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
□　工程上、他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
□　休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
□　施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
□　特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事
□　外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事
□　特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
□　施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
□　同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
□　その他（内容：　理由：）
※上記の対応事項に１つにレ点が付けば４点の加点とし、最大１０点とする。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>評　価</td><td>評　点：＿＿＿＿点</td></tr>
</table>

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。なお、１項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
※２．補助監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
※３．評価にあたっては、補助監督員の意見も参考に評価する。
※４．評価した内容を詳細評価欄に記載する。

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（監　督　員）

考査項目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
（河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。）

□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

□　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

□　地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。

□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□　その他（内容：
理由：）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（監　督　員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措置内容	点数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　20 点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15 点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13 点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10 点
□　5.文書又は口頭警告	－　8 点
□　6.文書又は口頭注意	－　5 点
□　7.工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （「もらい事故」や「交通事故」及び「工事関係者事故のうち、原因がヒューマンエラーで労働者の休業がないもの」は含まない。）	－　3 点
□　8.その他　内容： 理由：	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 受注者企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。
15. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
16. 引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。
17. 低入札価格調査で虚偽の報告があった。
18. 受注者の責により、工期内に工事を完成出来なかった。
19. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 契約書第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
□ 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
□ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
□ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
□ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
□ 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
□ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
□ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
□ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
□ 工事関係書類及び資料整理がよい。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（検　査　員）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	●評価対象項目 □ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）					□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形が不適切であった為、工事請負契約書第34条に基づく修補指示を検査員が行った。

※１．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	●評価対象項目 □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 中間技術検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第34条に基づく修補指示を検査員が行った。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。
※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別添３－２

考査項目別運用表（機械工事）

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th></tr>
<tr><td rowspan="2">３．出来形
及び
出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅲ．出来ばえ</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
☐ きめ細やかな施工がなされている。
☐ 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
☐ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
☐ 環境負荷低減への対策が優れている。
☐ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
☐ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>☐ 出来ばえが劣っている。</td></tr>
</table>

※１．全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（建築工事）

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □　1.「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（２）（３）」について指示事項が無い。 または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □　2. 契約締結の１４日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出された。（契約後、変更後） □　3. 実際の工事のための準備等（現場事務所等の建設、測量等）を開始する前に総合仮設計画書を提出している。 □　4. 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □　5. 建設業退職金収納書届又は未提出理由書を契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後） □　6. 建設業退職金証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 □　7. 出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施する体制が、施工計画書等により明確化され有効に機能している。 □　8. 元請が下請の作業成果を検査している。 □　9. 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □　10. 9. 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □　11. 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □　12. 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □　13. 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 □　14. その他　（内容： 理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価					

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等） 評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 【全体を評価する項目】 □ 15．「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（１）」について指示事項が無い。 または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 16．標準示方書、標準仕様書に定める施工管理者、作業責任者等を選任及び配置している。 □ 17．作業に必要な作業主任者（労働安全衛生法）及び専門技術者（建設業法第26条の2）を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □ 18．現場代理人が、工事全体を把握している。 □ 19．設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □ 20．監督員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】　※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。 □ 21．書類を標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 □ 22．契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ 23．施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □ 24．下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □ 25．監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □ 26．その他　（内容： 理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 1.「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅰ施工管理）」について指示事項が無い。 または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 2. 契約書１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行っている。 □ 3. 設計図書の照査において、現場との相違事実がある場合、その事実を確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 □ 4. 施工計画書と現場施工方法が一致している。 □ 5. 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 6. 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ 7. 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ 8. 支給材料の管理を適切に行っている。 □ 9. 貸与機械の管理を適切に行っている。 □ 10. 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 11. 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 12. 現場内の整理整頓を常時に行っている。 □ 13. 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 □ 14. 監督員の検査及び立会いの手続きが事前になされている。 □ 15. 設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。 □ 16. 支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出している。 □ 17. 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ 18. 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ 19. 工事写真管理マニュアル（案）の撮影項目・頻度を満足している。 □ 20. 軌道モータカー等運転取扱要領に関する手続きが適切に行われている。 □ 21. その他　（内容： 理由：） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c 評価 ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 22.「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅱ工程管理）」について指示事項が無い。 または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 23. 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 □ 24. 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ 25. 建築と機械、電気など、部門間の競合作業について調整を行っている。（定期的な工程会議等を行っている場合に適用） □ 26. 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ 27. 時間制限や営業線近接等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ 28. 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ 29. 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □ 30. 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 □ 31. 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ 32. その他　（内容： 理由：） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c 評価 ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２．施工状況	Ⅲ．安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 33．「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅲ安全対策）」について指示事項が無い。 または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 34．工区内の安全協議会等を設置し、１回／月以上の活動記録が整備されている。 □ 35．店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。 □ 36．安全に関する研修・訓練等を半日／月以上実施している。 □ 37．安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。 □ 38．新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ 39．工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 40．過積載防止に積極的に取り組んでいる記録等がある。 □ 41．使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録等がある。 □ 42．軌道モータカー等の逸走防止対策に取り組んでいる。 □ 43．軌道モータカー等運転取扱要領に関する手続きを適切に行っている。 □ 44．重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 □ 45．仮設工の点検及び管理が、チェックリスト等により実施され、記録等がある。 □ 46．足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。 □ 47．保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施され、記録等がある。 □ 48．地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 49．各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。 □ 50．事故・災害事例の収集に努め、作業員全員に周知し、自主的に改善策等を議論している。 □ 51．作業手順書の作成、全員周知、作業の実行、検証のＰＤＣＡを常に回している記録がある。 □ 52．その他（内容： 理由：）			□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			
	Ⅳ．対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 53．「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅳ対外関係）」について指示事項が無い。 または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 □ 54．関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 55．地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 56．第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ 57．関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ 58．工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ 59．その他（内容： 理由：）			□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	評価	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c	① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 1．承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 2．施工図等が、設計図書を満足している。 □ 3．現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 □ 4．施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ 5．出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 6．出来形の管理方法を工夫している。 □ 7．解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ 8．不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 9．その他（内容：　理由：）			□ 出来形に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき監督員が改善請求を行った。
	評価	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

※１．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
１．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（建築工事）	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	工事費率	●評価対象項目 □ 10．材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 11．品質確認記録の内容が、適切である。 □ 12．施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 □ 13．躯体工事における施工の品質が、良好である。 □ 14．内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 □ 15．不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ 16．その他（内容：　理由：）			□ 品質に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。
	総合評価値 総合評価					
	建築工事評価	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
１．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	（空調設備工事） 工事費率 ＿＿＿＿ 空調設備工事評価 ＿＿＿＿	●評価対象項目 □ 17．機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 18．品質確認記録の内容が、適切である。 □ 19．施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ 20．システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ 21．機材及び施工の品質が、良好である。 □ 22．不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ 23．その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 品質に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。
※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
　　また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
１．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	（電気設備工事） 工事費率 ＿＿＿＿ 電気設備工事評価 ＿＿＿＿	●評価対象項目 □ 24．機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 25．施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ 26．品質確認記録の内容が、適切である。 □ 27．システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ 28．機材及び施工の品質が、良好である。 □ 29．不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ 30．その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 品質に関して、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改善請求を行った。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。
※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
　　また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項
５．創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【準備・あと片付け関係】 □　1．測量・位置出しにおける工夫 □　2．現地調査方法の工夫 【施工関係】 □　3．施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫 □　4．工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み □　5．土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □　6．建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □　7．暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □　8．照明・視界確保等の工夫 □　9．仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □　10．運搬車両・施工機械等の工夫 □　11．型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □　12．施工管理及び品質向上等の工夫 □　13．プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □　14．仮設施工等の工夫 □　15．既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □　16．保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □　17．作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □　18．ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICT を活用した工事（電子納品のみは除く）**※本項目は１点の加点とする。** □　19．ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。**※本項目は２点の加点とする。**　**<u>※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする</u>** □　20．出来形の管理等に関する工夫 □　21．施工計画書または写真記録等に関する工夫 □　22．出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □　23．ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用 【品質関係】 □　24．集計ソフト等の活用と工夫 □　25．躯体工事の品質管理の工夫 □　26．建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □　27．施工の検査・試験に関する工夫 □　28．品質記録方法の工夫 【安全衛生関係】 □　29．労働災害に関するリスクマネジメントを現場運営している。　**※本項目は2 点の加点とする。** ・労働安全衛生マネジメントシステム（ＯＨＳＭＳ）等を導入し安全衛生管理を実施している。［※１点加点］ ・建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。［※１点加点］ □　30．安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　31．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　32．現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □　33．有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　34．一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　35．厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　36．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 □　37．現場閉所（現場休息）による週休２日制適用工事において、週休2 日を達成している。 □　38．若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 □　39．その他　（内容：　理由：　） □　40．その他　（内容：　理由：　） □　41．その他　（内容：　理由：　） □　42．その他　（内容：　理由：　） □　43．その他　（内容：　理由：　） □　44．.その他　（内容：　理由：　） □　45．その他　（内容：　理由：　）
	記述評価 （■マークを付した評価内容を詳細記述）	**評 点 ：＿＿＿ 点** 【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．評価は各項目において１つ■マークが付されれば１、２点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．該当する数と重みを勘案して評定する。１項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※４．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　1．隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　2．地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　3．工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　4．施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
□　5．工事用地等の確保及び施工条件の変更など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　6．工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　7．その他　（内容：
理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">評価</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　8．建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　9．安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　10．安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　11．安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　12．建設所の安全協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　13．安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　14．その他　（内容：
理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td>評価</td></tr>
</table>

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ建物規模、特殊性への対応 □　1．延べ面積10,000㎡以上の建物 □　2．建築物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □　3．地上９階以上又は建物高さ31m以上の建物 □　4．その他　（内容：　理由：　） ※上記の対応事項に１つ以上■マークが付けば**2点の加点**とする。 評定点	
		Ⅱ建物固有の施工技術の難しさへの対応 □　5．建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 □　6．設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □　7．制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □　8．その他　（内容：　理由：　） ※上記の対応事項に１つ以上■マークが付けば**2点の加点**とする。 評定点	・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事
	評点	Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □　9．湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □　10．軟弱地盤、支持地盤の影響 □　11．雨・雪・風・気温等の影響 □　12．その他　（内容：　理由：　） ※上記の対応事項に１つ以上■マークが付けば**2点の加点**とする。 評定点	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

考査項目別運用表（建築工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性 （最大20点）	Ⅰ．施工条件等への対応 **評点**	Ⅳ厳しい周辺環境、社会条件への対応 □ 13．地中埋設物等の作業障害 □ 14．工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 15．周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 16．周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ 17．その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上■マークが付けば**4点の加点**とする。 評定点	・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事
		Ⅴ施工現場での対応 【長期工事における安全確保への対応】 □ 18．**24ヶ月**を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 □ 19．地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 □ 20．工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □ 21．工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □ 22．休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □ 23．特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 □ 24．特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □ 25．施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □ 26．同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □ 27．その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つに■マークが付けば**4点の加点**とし、**最大10点**とする。 評定点	※左記18は「施工プロセスのチェックリスト」のうち「２．施工状況（Ⅱ工程管理）」について、指示事項がない場合に加点の対象とする。 ※左記18．の事故は、指名停止措置要綱に基づく文書又は口頭警告に至らない事故は除く。
	評　価	評　点：　　点	

考査項目別運用表（建築工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない
	評価	●評価対象項目 □ 1．周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 （河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。） □ 2．現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 3．定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 4．道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ 5．地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ 6．災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ 7．その他（内容：　理由：） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。				

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（監　督　員）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
７．法令遵守等	

	措　置　内　容	点　数
□	1. 指名停止３ヶ月以上	－　20 点
□	2. **指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満**	－　15 点
□	3. 指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13 点
□	4. 指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10 点
□	5. 文書又は口頭警告	－　8 点
□	6. 文書又は口頭注意	－　5 点
□	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （「もらい事故」や「交通事故」及び「工事関係者事故のうち、原因がヒューマンエラーで労働者の休業がないもの」は含まない。）	－　3 点
□	8. その他　内容： 理由：	－　点
□	9. 項目該当なし	

① 本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 受注者企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。
15. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
16. 引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。
17. 低入札価格調査で虚偽の報告があった。
18. 受注者の責により、工期内に工事を完成出来なかった。
19. 受注者が社会保険等未加入建設建設業者の下請人と契約を締結した。（借置内容については、指名停止等の区分による）
20. その他　理由：（　　）

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考査項目	細　　別	a	b	c	d	e
	Ⅰ．施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □　1. 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □　2. 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □　3. 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 □　4. 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □　5. 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 □　6. 検査及び立会請求の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □　7. 建設副産物の再利用等への取り組みを適正に行っていることが確認できる。 □　8. 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □　9. 出来形、品質等の確認体制が確立され、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □　10. 工事の関係書類を定められた期日に提出し、不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 □　11. 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □　12. 工事管理マニュアル（案）の撮影項目・頻度を満足していることが確認できる。 □　13. その他　（内容： 理由：）			□　施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□　施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
	評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。				

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考査項目	細　　別	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □　1．承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □　2．施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □　3．施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □　4．出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □　5．出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □　6．現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □　7．現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □　8．不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 □　9．解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 □　10．その他　（内容： 理由：）					□ 出来形の管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 出来形が不適切であったため、工事請負契約書第３４条に基づく修補指示を検査員が行った。
	評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・a’ 評価値が70%以上80%未満・・b 評価値が60%以上70%未満・・b’ 評価値が50%以上60%未満・・c 評価値が50%未満・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						

※１．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質（建築工事） 工事費率 ＿＿＿ 総合評価値 ＿＿＿ 総合評価 ＿＿＿	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 1. 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 2. 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 3. 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 4. 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ 5. 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 6. 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □ 7. 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ 8. 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ 9. その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 □ 10. 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 11. 中間技術検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 12. その他（内容： 理由：）					□ 品質の管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 品質が不適切であった為、工事請負契約書第３４条に基づく修補指示を検査員が行った。
	建築工事 評価 ＿＿＿	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・b 評価値が60％以上70％未満・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・c 評価値が50％未満・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質 （空調設備工事） 工事費率 ＿＿＿＿	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 13．機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 14．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 15．機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 16．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ 17．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 18．施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ 19．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 20．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 □ 21．不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 22．中間技術検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 23．運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ 24．その他　（内容： 理由：）					□ 品質の管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 品質が不適切であった為、工事請負契約書第３４条に基づく修補指示を検査員が行った。
	空調設備工事 評価 ＿＿＿＿	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・b 評価値が60％以上70％未満・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・c 評価値が50％未満・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						

※１．目的物の品質の水準を評価すること。
※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
　　また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a	a’	b	b’	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
	（電気設備工事） 工事費率	●評価対象項目 □ 25．機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 26．施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 27．機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 28．品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ 29．施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 30．施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ 31．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 32．システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 □ 33．不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ 34．中間技術検査や出来形検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 35．運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ 36．その他（内容： 理由：）					□ 品質の管理について、監督員が文書による改善指示を行った。	□ 品質が不適切であった為、工事請負契約書第３４条に基づく修補指示を検査員が行った。
	電気設備工事 評価	●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・b 評価値が60％以上70％未満・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・c 評価値が50％未満・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(％)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。						

※１．目的物の品質の水準を評価すること。
※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

別添３－３

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考査項目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ （建築工事） 工事費率 ＿＿＿＿ 総合評価値 ＿＿＿＿ 総合評価 ＿＿＿＿ 建築工事 評価 ＿＿＿＿	●評価対象項目 □　1．きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上りが良い。 □　2．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上りである。 □　3．使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 □　4．仕上りの状態が良好で、作動状態も良好である。 □　5．色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 □　6．材料・製品の割付けや通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 □　7．保全に配慮した施工がなされている。 □　8．その他　（内容： 理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・b 評価値が80％未満・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 出来ばえが劣っている。

※１．全体的な仕上り状態、機能を評価する。
※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
　　また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ （空調設備工事） 工事費率 ＿＿＿＿ 空調設備工事 評価	●評価対象項目 □　9．きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上りが良い。 □　10．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上りである。 □　11．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □　12．環境負荷低減への対策が優れている。 □　13．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされてる。 □　14．その他　（内容： 理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・b 評価値が80％未満・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　出来ばえが劣っている。

※１．全体的な仕上り状態、機能を評価する。
※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
　　また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

考査項目別運用表（建築工事）

（検　査　員）

考 査 項 目	工　種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
３．出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ （電気設備工事） 工事費率 ＿＿＿＿ 電気設備工事 評価 ＿＿＿＿	●評価対象項目 □　15．きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上りが良い。 □　16．関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上りである。 □　17．機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □　18．環境負荷低減への対策が優れている。 □　19．運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされてる。 □　20．その他（　内容： 理由：　） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・b 評価値が80％未満・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□　出来ばえが劣っている。

※１．全体的な仕上り状態、機能を評価する。
※２．出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
※３．建築工事と同一件名で空調設備工事、電気設備工事を含む場合は、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によって良いものとする。
　　また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし、工事費率は、1.0とする。

考査項目別運用表（電気工事）

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td rowspan="2">１．施工体制一般</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ｉ施工体制一般）（２）（３）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 契約締結の１４日以内に、契約工程表又は請負代金内訳書が提出された。（契約後、変更後）
□ 施工計画書を、工事着手前に提出している。
□ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。
□ 建設業退職金収納書届又は未提出理由書を契約締結後１ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）
□ 建設業退職金証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。
□ 出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施する体制が、施工計画書等により明確化され有効に機能している。
□ 元請が下請の作業成果を検査している。
□ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。
□ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。
□ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。
□ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。
□ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">１．施工体制</td><td rowspan="2">Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
【全体を評価する項目】
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「１．施工体制（Ⅰ施工体制一般）（１）」について指示事項が無い。
または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 標準示方書、標準仕様書に定める施工管理者、作業責任者等を選任及び配置している。
□ 作業に必要な作業主任者（労働安全衛生法）及び専門技術者（建設業法第26条の2）を選任及び配置している。
【現場代理人を評価する項目】
□ 現場代理人が、工事全体を把握している。
□ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。
□ 監督員への報告を適時及び的確に行っている。
【監理（主任）技術者を評価する項目】　※特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとする。
□ 書類を標準示方書、標準仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
□ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。
□ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。
□ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
□ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅰ施工管理）」について指示事項が無い。
　または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 契約書１８条第１項第１号から５号に係わる設計図書の照査を行っている。
□ 設計図書の照査において、現場との相違事実がある場合、その事実を確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。
□ 施工計画書と現場施工方法が一致している。
□ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
□ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。
□ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。
□ 現場内の整理整頓を常時的に行っている。
□ 現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。
□ 監督員の検査及び立会いの手続きが事前になされている。
□ 設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。
□ 支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出している。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。
□ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
□ 工事写真管理基準（案）の撮影項目・頻度を満足している。
□ その他（内容：　理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>a
適切である</td><td>b
ほぼ適切である</td><td>c
他の評価に該当しない</td><td>d
やや不適切である</td><td>e
不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅱ工程管理）」について指示事項が無い。
　または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 建築と電気など、部門間の競合作業について調整を行っている。（定期的な工程会議を行っている場合に適用）
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や営業線近接等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。
□ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他（内容：　理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（補助監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅲ安全対策）」について指示事項が無い。
　または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 工区内の安全協議会等を設置し、１回／月以上の活動記録が整備されている。
□ 店社パトロールを１回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
□ 安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等を実施し、記録が整備されている。
□ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
□ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
□ 過積載防止に積極的に取り組んでいる記録等がある。
□ 使用機械、車両等の点検整備等が管理され、記録等がある。
□ 重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。
□ 仮設工の点検及び管理が、チェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。
□ 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施しているされ、記録等がある。
□ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□ 各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。
□ 事故・災害事例の収集に努め、作業員全員に周知し、自主的に改善策等を議論している。
□ 作業手順書の作成、全員周知、作業の実行、検証のＰＤＣＡを常に回している記録がある。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅳ．対外関係</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td></td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">●評価対象項目
□ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、「２．施工状況（Ⅳ対外関係）」について指示事項が無い。
　または、指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。
□ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。
□ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。
□ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
□ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・b
評価値が80%未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）</td><td>□ 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（補助監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 承諾図等が、設計図書を満足している。 □ 施工図等が、設計図書を満足している。 □ 現場における出来形が設計図書を満足している。 □ 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 □ 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 □ 出来形の管理方法を工夫している。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ⑤　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。			□ 出来形に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※１．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細別	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ 品質確認記録の内容が、適切である。 □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ 機材及び施工の品質が、良好である。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・c ①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③　評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ⑤　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。			□ 品質の管理に関して不適切であり、監督員から文書による改善指示を行った。	□ 契約書第１７条に基づき、監督員が改造請求を行った。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工を完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（補助監督員）

考査項目	細　別	工　夫　事　項	
５．創意工夫	１．創意工夫	【準備・後片付け関係】 ☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他（内容：　理由：） 詳細評価内容：	【安全衛生関係】 ☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手すり、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他（内容：　理由：） 詳細評価内容：
		【施工関係】 ☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工構成品等の活用による副産物及び廃棄物の減少又はリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 断冷房衛生設備工事等の配管、ダイレクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近接等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料判定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ ICT 活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICT を活用した工事（電子納品のみは除く）**※本項目は１点の加点とする。** ☐ ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。 **※本項目は２点の加点とする。　<u>※ICT 活用による加点は最大２点の加点とする</u>** ☐ その他（内容：　理由：） 詳細評価内容：	【施工管理関係】 ☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ ＣＡＤ、施工管理ソフト等の活用 ☐ 施工合理化技術（※５）を活用した施工管理の工夫 ☐ その他（内容：　理由：） 詳細評価内容：
		【品質関係】 ☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他（内容：　理由：）	【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 ☐ 現場閉所（現場休息）による週休２日制適用工事において、週休2 日を達成している。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。 詳細評価内容：
			【その他】 ☐ その他（内容：　理由：） ☐ その他（内容：　理由：）
評　価			
評　点：＿＿＿＿点		詳細評価内容：	詳細評価内容：

※１．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※２．該当する数と重みを勘案して評価する。１項目１点を目安とするが、項目により１、２、３点で評価し、最大７点の加点評価とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※４．評価した内容を詳細評価欄に記載する。
※５．施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。
※６．考査項目「創意工夫」の【準備・片付け関係】から【安全衛生関係】までの４つの工夫事項ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。
さらに、６つの工夫事項の他に評価できる内容がある場合、【その他】の項目に追加で加点できるものとする。

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
□　工事用地等の確保及び施工条件の変更など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
□　その他（内容：
理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　建設所の安全協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他（内容：
理由：）

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ評価を行う。</td></tr>
</table>

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（監　督　員）

考査項目	細　別	対　応　事　項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
４．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ工事規模への対応 □　ケーブル延長が広範囲にわたる電路設備又は運転保安（信号設備・通信線路）設備の新設工事 □　対象設備が広範囲に分布している新設工事 □　対象設備の規模が大きい（延べ面積、設備容量等）新設工事 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。 詳細評価内容：	（ケーブル延長が広範囲にわたる電路設備又は運転保安設備工事について） ・電車線延長が20km以上の電車線路工事、延長20km以上の高圧ケーブル又は60箇所以上の端末処理を含む配電線工事 ・延長30km以上のケーブルを敷設する信号設備工事、延長40km以上のケーブル（基幹ケーブルのみ、LCXを含む）を敷設する通信線路工事 （対象設備が広範囲に分布している工事について） ・変電ポスト間が5kmを超える変電設備工事、駅及び機器室（消雪基地、保守基地等を含む）間が5kmを超える電力設備・通信設備工 ・駅及び機器室間が5kmを超える通信設備工事 （対象設備の規模が大きい（延べ面積、設備容量等）工事について） ・受電電圧154kV以上の変電所を含む変電設備工事 ・駅又は車両基地等で建物面積の合計が10,000㎡を超える電力・通信設備工事 ・500kVA以上の高圧非常用発電機を含む電力設備工事 ・進路数が50を超える連動機を含む信号設備工事 ・軌道回路数30以上を含む信号設備工事
		Ⅱ施設（設備）固有の機能の難しさへの対応 □　対象施設（設備）の耐震レベル □　施設（設備）機能の特殊性 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。 詳細評価内容：	・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 （施設（設備）機能の特殊性について） ・R=1000以下の急曲線区間や無交差わたり又はTDSを含む電車線路工事 ・静止型電力補償装置等の特殊な設備を含む変電設備工事 ・受電電圧187kV以上の変電所を含む変電設備工事 ・配電用変圧器を含む変電設備工事 ・特別高圧受電の配電所を含む電力設備工事 ・長大・準長大トンネル（トンネル照明監視制御装置を含む）を含む配電線又は電力設備工事 ・ATCの新設又は無絶縁軌道回路を含む信号設備工事 ・他工事の設備情報等を取り込む監視装置を含む通信設備工事 ・地下駅等における自動火災報知設備と他の防災設備との連動機能を含む通信設備工事
		Ⅲ施設（設備）固有の施工技術の難しさへの対応 □　建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価による技術提案は除く】 □　設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 □　制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。 詳細評価内容：	・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 ・夜間搬入又は夜間工事を継続的・断続的に行った工事 ・営業線との調整（指令との試験等）を伴う工事
		Ⅳ厳しい自然・地盤条件への対応 □　湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □　軟弱地盤、支持地盤の影響 □　雨・雪・風・気温等の影響 □　その他（内容：　理由：） ※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。 詳細評価内容：	・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（監　督　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>対　応　事　項</th><th>【事例】具体的な施工条件等への対応事例</th></tr>
<tr><td rowspan="4">４．工事特性</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工条件等
への対応</td><td>Ⅴ厳しい周辺環境、社会条件との対応
□　地中埋設物等の作業障害
□　工事影響に配慮すべき建物等の近接物
□　周辺住民等に対する騒音・振動等の配慮
□　周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
□　営業線近接工事を含む場合
□　その他（内容：　理由：）
※上記の対応事項に１つ以上レ点が付けば２点の加点とする。</td><td rowspan="2">・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事
・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事
・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事
・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事
・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
・工事用重機械の転倒、傾斜、吊荷の散乱及び立木伐採等により、施行基面あるいは沿線の電線路、ケーブル等を阻害し列車の運転保安に支障するおそれのある工事
・変電所、信号所、送電線、信号ケーブル等列車の運転保安に関する諸設備に近接して施工する工事で、それらに支障するおそれのある工事</td></tr>
<tr><td>詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅵ施工現場での対応
【長期工事における安全確保への対応】
□　現場作業が12ヶ月を超え、事故が無く完成した工事
（ただし全面一時中止期間は除く）
※「施工プロセスのチェックリスト」のうち「２.施工状況（Ⅱ工程管理）」について、指示事項がない場合に加点の対象とする。
※指名停止措置要綱に基づく文書又は口頭警告に至らない事故は除く

【災害等で臨機の措置】
□　地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った場合

【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】
□　工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事
□　工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事
□　休日・夜間作業が工程の過半を超える工事
□　施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事
□　特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事
□　外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者、通行人等の動線がある工事
□　特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事
□　施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事
□　同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事
□　その他（内容：　理由：）
※上記の対応事項に１つにレ点が付けば４点の加点とし、最大１０点とする。</td><td rowspan="2">（施工状況（条件）に対応した施工・工法等について）
・営業線との線路切替に対応した工事
・資機材の搬入等、他工事との調整が多く困難である工事
・地下鉄工事で消防法に基づく設備の施工、試験・調整が、他工事との調整が多く困難である工事
・66kV以上の全屋内変電所又は地下変電所工事</td></tr>
<tr><td>詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td></td><td>評　価</td><td>評　点：＿＿＿＿点</td><td></td></tr>
</table>

※１．工事特性は、最大２０点の加点評価とする。なお、１項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
※２．補助監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
※３．評価にあたっては、補助監督員の意見も参考に評価する。
※４．レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（監　督　員）

考査項目	細　　別	a	a’	b	b’	c
６．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等	優れている	ｂより優れている	やや優れている	ｃより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

□　周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
（河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。または、国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。）

□　現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。

□　定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。

□　道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。

□　地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。

□　災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。

□　その他（内容：　　理由：　　）

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、ａ、ａ’、ｂ、ｂ’、ｃ評価を行う。

別添３－４

考査項目別運用表（電気工事）

（監　督　員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表
７．法令遵守等	

措置内容	点数
□　1.指名停止３ヶ月以上	－　20 点
□　2.指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－　15 点
□　3.指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－　13 点
□　4.指名停止２週間以上１ヶ月未満	－　10 点
□　5.文書又は口頭警告	－　8 点
□　6.文書又は口頭注意	－　5 点
□　7.　工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （「もらい事故」や「交通事故」及び「工事関係者事故のうち、原因がヒューマンエラーで労働者の休業がないもの」は含まない。）	－　3 点
□　8.その他（内容： 理由：）	－　点
□　9.項目該当なし	

①　本考査項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者（特例監理技術者を含む）、監理技術者補佐、主任技術者、受注者の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④　総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、８．総合評価技術提案の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第９条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 受注者企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報を怠った。
15~~14~~. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
16. 引き渡し後に事故等が発生し、工事目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。
17. 低入札価格調査で虚偽の報告があった。
18. 受注者の責により、工期内に工事を完成出来なかった。
19~~15~~. 受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）
20. その他　理由：（　　）

別添3－4

考査項目別運用表（電気工事）

（検　査　員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２．施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ．施工管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td colspan="3">●評価対象項目
□ 契約書第１８条第１項第１号～５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。
□ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。
□ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
□ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。
□ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。
□ 検査及び立会請求の手続きを事前に行っていることが確認できる。
□ 建設副産物の再利用等への取り組みを適正に行っていることが確認できる。
□ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。
□ 出来形、品質等の確認体制が確立され、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。
□ 工事の関係書類を定められた期日に提出し、不足なく整理していることが確認できる。
□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
□ 工事写真管理基準（案）の撮影項目・頻度を満足していることが確認できる。
□ その他（内容：
理由：）

●判断基準
評価値が90％以上・・・・・・・a
評価値が80％以上90％未満・・・b
評価値が80％未満・・・・・・・c

①　当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。
③　評価値（　　％）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。</td><td>□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</td><td>□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</td></tr>
</table>

別添3－4

考査項目別運用表（電気工事）

（検　査　員）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	●評価対象項目 □ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □ 出来形の管理記録の整備が、良好であることを確認できる。 □ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 □ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ⑤ 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ⑥ 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。					□ 出来形の管理に関して、監督員から文書で指示を行い改善された。	□ 出来形が不適切であった為、工事請負契約書第34条に基づく修補指示を検査員が行った。

※１．出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	Ⅱ．品質	●評価対象項目 □ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 □ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 □ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。 □ 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録により確認できる。 □ 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 □ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・a’ 評価値が70％以上80％未満・・・b 評価値が60％以上70％未満・・・b’ 評価値が50％以上60％未満・・・c 評価値が50％未満・・・・・・・d ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。 ⑤ 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ⑥ 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。					□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質が不適切であったため、工事請負契約書第34条に基づく修補指示を検査員が行った。

※１．目的物の品質の水準を評価すること。

※２．品質の対象は、「材料、機材」と「施工を完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

別添3－4

考査項目別運用表（電気工事）

（検　査　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d
3．出来形及び出来ばえ	Ⅲ．出来ばえ	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
		●評価対象項目 □ きめ細やかな施工がなされている。 □ 関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされて、調和が良い仕上がりである。 □ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □ 環境負荷低減への対策が優れている。 □ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □ その他（内容：　理由：） ●判断基準 評価値が90％以上・・・・・・・・a 評価値が80％以上90％未満・・・b 評価値が80％未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　％）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。			□ 出来ばえが劣っている。

※１．全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※２．出来ばえの評価は、全体な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

別添４

施工プロセスチェックリスト

別添４－１

施工プロセスチェックリスト

（土木・軌道工事）

別添４－１

施工プロセスチェックリスト

１．工 事 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
２．工　　期 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
３．受 注 者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○○○局
○○○建設所
監督員名：

①「施工プロセスチェックリスト（標準例）」は、土木工事標準示方書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄には、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がOKであれば□にレ点を記入し、OKでなければ□を空欄とし、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
　該当がない場合は□に■マークを記入する。
③工種に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

１．施工体制（Ｉ．施工体制一般）

確　認　項　目	チェックリスト （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント														備　　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
		チェック時期														
		着手前	施　工　中												完成時	
(1)配置技術者に関する点検																
○同一性及び所属	①工事請負契約書第10条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と、同一人物であり、受注者（元請業者）に所属する者である。 （着手前）	（ ／／ ） □														
○配置技術者の資格	②建設業第26条第1項（主任技術者）又は第2項（監理技術者）に必要とされる資格を有している。 （着手前）	（ ／／ ） □														
○監理技術資格者証	③建設業法第26条第6項に基づき、監理技術者本人から監理技術者資格者証の提示を求め、監理技術者資格者証に記載されている内容が適切である。 （着手前）	（ ／／ ） □														
○現場への常駐状況	④配置された監理技術者又は主任技術者が常駐している。（昼夜連続の工事など、監理技術者又は主任技術者の常駐が困難な工事にあっては、その専任状況及び連絡体制を確認） （施工時　１回／月程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
(2)施工体制台帳等に関する点検																
○施工体制台帳等の記載事項	①-1 受注者から提出された施工体制台帳の記載内容が「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について（通達）」による確認において不備がない。 （当初、変更時）	第１回 （ ／／ ） □	第２回 （ ／／ ） □	第３回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □		
	①-2 建設業法第24条の8に基づき、各下請負人の施工分担関係が一目でわかるように記載した施工体系図を作成している。 （当初、変更時）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－１

○施工体制台帳の備え付け	②建設業法第24条の8に基づき、提出された施工体制台帳と同一のものが現場事務所に備え付けられている。 （施工時　１回／月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工体系図の掲示	③受注者から提出された施工体制台帳と一致した施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見えやすい場所に掲げられている。 （施工時　１回／月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工体制の把握	④-1 現場の施工体制が受注者から提出された施工体制台帳（契約書等の添付資料を含む）や施工体系図に記載された内容と相違がない。 （施工時　１回／月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④-2 下請業者の中に無許可業者がいる場合に、500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の工事を下請けさせていない。 （施工時　１回／月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○建設業許可票の掲示	⑤建設業法第40条に基づき、受注者（元請け）が建設業の許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されている。 （施工中１回程度）		（　／／　） □													
○建設業退職金共済制度の掲示	⑥適正化指針第2の5(5)ハに基づく、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されている。 （施工時　１回程度）		（　／／　） □													
○労災保険関係成立票の掲示	⑦労働者災害補償保険法施行規則第49条に基づき、工事現場の労働者が見やすい場所に労働保険関係成立票が掲示されている。 （施工時　１回程度）		（　／／　） □													
○コリンズへの登録	⑧事前に監督職員の確認を受け、契約締結等の翌日から15日以内に工事実績データ（コリンズ）登録機関に申請した。 （受注時、変更時、完成時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

(3)一括下請負に関する点検																
○施工体系	①-1 受注者（元請）の実施割合 （累計出来高が50%を超えた時期以降 年１回程度）	第１回 （ ／／ ） %	第２回 （ ／／ ） %	第３回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %		
	①-2 受注者の実施割合が50%未満の場合、「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の２≫において指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○受注者の実質的関与	③「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の３≫」において、指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅰ．施工管理）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○施工体制	①現場代理人は、現場に常駐している。（工事請負契約書第10条3の場合を除く） （１回／月）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②現場代理人は、監督職員との連絡調整及び報告を適時・的確に行う等、受発注者間のコミュニケーションの向上に取り組んでいる。 （１回／月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③監理技術者（主任技術者）は、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、１回／月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	④下請負者が当機構の競争参加資格登録者である場合には、指名停止期間中でない。 （当初、変更時）	第１回 （ ／／ ） □	第２回 （ ／／ ） □	第３回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □		
○設計図書の条件変更等	①契約書第18条（1）から（5）に係わる条件変更等の確認を行っている。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－１

○施工計画書	①施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②記載内容と現場施工方法と一致している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 （着手前、変更時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑤入札前に総合評価落札方式が適用された工事にあっては、技術提案内容を反映している。 （着手前、変更時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工管理 ・工事材料確認整理	①工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
・出来形、品質管理	②日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
・現場環境改善	③内容説明書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○検査（確認を含む）及び立会等の調整	①監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○工事関係書類	①設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。 （「土木工事関係書類一覧表」に定める書類一覧表を活用） （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－１

○工事の着手	①工事着手を確認した(内容説明書等に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手した。) （着手時）	（ ／／ ） □														
○支給材料及び貸与品	①支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出した。 （引渡し時）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○建設副産物及び建設廃棄物	①受注者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （着手前、変更時）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○指定建設機械類の確認	①指定建設機械（排水ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅱ．工程管理）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○工程管理	①実施工程の作成及びフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。 （１回／月）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 （１回／３ヶ月程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③現場閉所の確保を行った記録が整理されている。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	

別添４－１

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅲ．安全対策）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント														備考
		着手前	施　工　中												完成時	（改善通知・指示事項及び是正状況等）
○安全活動	①安全協議会等を設置し、活動記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②店社パトロールを実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③安全・訓練等を実施し、記録等がある。 （１回／月）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	④安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑤当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑥過積載防止に取り組んでいる記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑦使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑧重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑨山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

	⑩足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑪保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○「工事中事故防止対策に関する指導事項」の取り組み	①施工計画書に記載した工事中の事故を防止するための事項が現場施工等と一致している。 （着手前、変更時）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○安全パトロールの指摘事項の処理	①各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 （１回／３ヶ月 程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅳ．対外関係）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント														備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
		着手前	施　工　中												完成時	
○関係機関等	①関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－２

施工プロセスチェックリスト

（機械工事）

別添４－２

施工プロセスチェックリスト

１．工 事 名
２．工　　期 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
３．受注者

○○○局
○○○建設所
監督員名：

①「施工プロセスチェックリスト（標準例）」は、機械工事標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄には、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がＯＫであれば□にレ点を記入し、ＯＫでなければ□を空欄とし、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
　該当がない場合は□に■マークを記入する。
③工種に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

１．施工体制（Ⅰ．施工体制一般）

確　認　項　目	チェックリスト （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント チェック時期 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
(1)配置技術者に関する点検																
○同一性及び所属	①工事請負契約書第10条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と、同一人物であり、受注者（元請業者）に所属する者である。 （着手前）	（　／／　） □														
○配置技術者の資格	②建設業第26条第1項（主任技術者）又は第2項（監理技術者）に必要とされる資格を有している。 （着手前）	（　／／　） □														
○監理技術資格者証	③建設業法第26条第6項に基づき、監理技術者本人から監理技術者資格者証の提示を求め、監理技術者資格者証に記載されている内容が適切である。 （着手前）	（　／／　） □														
○現場への常駐状況	④配置された監理技術者又は主任技術者が常駐している。（昼夜連続の工事など、監理技術者又は主任技術者の常駐が困難な工事にあっては、その専任状況及び連絡体制を確認） （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
(2)施工体制台帳等に関する点検																
○施工体制台帳等の記載事項	①-1 受注者から提出された施工体制台帳の記載内容が「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について（通達）」による確認において不備がない。 （当初、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
	①-2 建設業法第24条の8に基づき、各下請負人の施工分担関係が一目でわかるように記載した施工体系図を作成している。 **（当初、変更時）**	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
○施工体制台帳の備え付け	②建設業法第24条の8に基づき、提出された施工体制台帳と同一のものが現場事務所に備え付けられている。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工体系図の掲示	③受注者から提出された施工体制台帳と一致した施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見えやすい場所に掲げられている。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－２

○施工体制の把握	④-1 現場の施工体制が受注者から提出された施工体制台帳（契約書等の添付資料を含む）や施工体系図に記載された内容と相違がない。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④-2 下請業者の中に無許可業者がいる場合に、500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の工事を下請けさせていない。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○建設業許可票の掲示	⑤建設業法第40条に基づき、受注者（元請け）が建設業の許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されている。 （施工中１回程度）		（　／／　） □													
○建設業退職金共済制度の掲示	⑥適正化指針第2の5(5)ハに基づく、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されている。 （施工時　１回程度）		（　／／　） □													
○労災保険関係成立票の掲示	⑦労働者災害補償保険法施行規則第49条に基づき、工事現場の労働者が見やすい場所に労働保険関係成立票が掲示されている。 （施工時　１回程度）		（　／／　） □													
○コリンズへの登録	**⑧事前に監督職員の確認を受け、契約締結等の翌日から15日以内に工事実績データ（コリンズ）登録機関に申請した。** **（受注時、変更時、完成時）**	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	
(3)一括下請負に関する点検																
○施工体系	①-1 受注者（元請）の実施割合 （累計出来高が50％を超えた時期以降 年１回程度）	第１回 （　／／　） ％	第２回 （　／／　） ％	第３回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％	第○回 （　／／　） ％		
	①-2 受注者の実施割合が50％未満の場合、「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の２≫において指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○受注者の実質的関与	③「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の３≫」において、指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－２

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅰ．施工管理）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○施工体制	①現場代理人は、現場に常駐している。（工事請負契約書第10条3の場合を除く） （１回／月）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②現場代理人は、監督職員との連絡調整及び報告を適時・的確に行う等、受発注者間のコミュニケーションの向上に取り組んでいる。 （１回／月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③監理技術者（主任技術者）は、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、１回／月　程度） 第		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④下請負者が当機構の競争参加資格登録者である場合には、指名停止期間中でない。 （当初、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
○設計図書の条件変更等	①契約書第18条（1）から（5）に係わる条件変更等の確認を行っている。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	①施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
	②記載内容と現場施工方法と一致している。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 （着手前、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
	⑤入札前に総合評価落札方式が適用された工事にあっては、技術提案内容を反映している。 （着手前、施工中）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－２

○施工監理 ・工事材料確認整理	①工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	
・出来形、品質管理	②日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
・現場環境改善	③内容説明書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○検査（確認を含む）及び立会等の調整	①監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○工事関係書類	①設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。「請負工事監督要領細目（機械編）」に定める書類一覧表を活用） （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	
○工事の着手	①工事着手を確認した（内容説明書等に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手した。） （着手時）	（ ／／ ） □														
○支給材料及び貸与品	①支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出した。 （引渡し時）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○建設副産物及び建設廃棄物	①受注者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 **（着手前、変更時）**	第１回 （ ／／ ） □	第２回 （ ／／ ） □	第３回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □		
○指定建設機械類の確認	①指定建設機械（排水ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－２

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅱ．工程管理）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○工程管理	①実施工程の作成及びフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。 （１回／月）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 （１回／３ヶ月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③現場閉所の確保を行った記録が整理されている。 （１回／３ヶ月　程度、完成時）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅲ．安全対策）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○安全活動	①安全協議会等を設置し、活動記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②店社パトロールを実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③安全・訓練等を実施し、記録等がある。 （１回／月）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑤当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑥過積載防止に取り組んでいる記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑦使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑧重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 （１回／３ヶ月　程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

	⑨山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑩足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑪保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○「工事中事故防止対策に関する指導事項」の取り組み	①施工計画書に記載した工事中の事故を防止するための事項が現場施工等と一致している。 （着手前、１回／３ヶ月程度） （着手前、変更時）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○安全パトロールの指摘事項の処理	①各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅳ．対外関係）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○関係機関等	①関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－３

施工プロセスチェックリスト

(建築工事)

別添4－3

施工プロセスチェックリスト

１．工 事 名
２．工　　期 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
３．受注者

○○○局
○○○建設所
監督員名：

①「施工プロセスチェックリスト（標準例）」は、建築工事標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄には、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がＯＫであれば□にレ点を記入し、ＯＫでなければ□を空欄とし、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
　該当がない場合は□に■マークを記入する。
③工種に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

１．施工体制（Ⅰ．施工体制一般）

確　認　項　目	チェックリスト （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント チェック時期 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
(1)配置技術者に関する点検																
○同一性及び所属	①工事請負契約書第10条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と、同一人物であり、受注者（元請業者）に所属する者である。 （着手前）	（　／／　） □														
○配置技術者の資格	②建設業第26条第1項（主任技術者）又は第2項（監理技術者）に必要とされる資格を有している。 （着手前）	（　／／　） □														
○監理技術資格者証	③建設業法第26条第6項に基づき、監理技術者本人から監理技術者資格者証の提示を求め、監理技術者資格者証に記載されている内容が適切である。 （着手前）	（　／／　） □														
○現場への常駐状況	④配置された監理技術者又は主任技術者が常駐している。（昼夜連続の工事など、監理技術者又は主任技術者の常駐が困難な工事にあっては、その専任状況及び連絡体制を確認） （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
(2)施工体制台帳等に関する点検																
○施工体制台帳等の記載事項	①-1 受注者から提出された施工体制台帳の記載内容が「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について（通達）」による確認において不備がない。 （当初、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
	①-2 建設業法第24条の8に基づき、各下請負人の施工分担関係が一目でわかるように記載した施工体系図を作成している。 **（当初、変更時）**	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
○施工体制台帳の備え付け	②建設業法第24条の8に基づき、提出された施工体制台帳と同一のものが現場事務所に備え付けられている。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工体系図の掲示	③受注者から提出された施工体制台帳と一致した施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見えやすい場所に掲げられている。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－３

○施工体制の把握	④-1 現場の施工体制が受注者から提出された施工体制台帳（契約書等の添付資料を含む）や施工体系図に記載された内容と相違がない。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④-2 下請業者の中に無許可業者がいる場合に、500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の工事を下請けさせていない。 （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○建設業許可票の掲示	⑤建設業法第40条に基づき、受注者（元請け）が建設業の許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されている。 （施工中１回程度）		（　／／　） □													
○建設業退職金共済制度の掲示	⑥適正化指針第2の5(5)ハに基づく、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されている。 （施工時　１回程度）		（　／／　） □													
○労災保険関係成立票の掲示	⑦労働者災害補償保険法施行規則第49条に基づき、工事現場の労働者が見やすい場所に労働保険関係成立票が掲示されている。 （施工時　１回程度）		（　／／　） □													
○コリンズへの登録	**⑧事前に監督職員の確認を受け、契約締結等の翌日から15日以内に工事実績データ（コリンズ）登録機関に申請した。** **（受注時、変更時、完成時）**	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	
(3)一括下請負に関する点検																
○施工体系	①-1 受注者（元請）の実施割合 （累計出来高が50%を超えた時期以降 年１回程度）	第１回 （　／／　） %	第２回 （　／／　） %	第３回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %	第○回 （　／／　） %		
	①-2 受注者の実施割合が50%未満の場合、「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の２≫において指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○受注者の実質的関与	③「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の３≫」において、指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－３

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅰ．施工管理）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○施工体制	①現場代理人は、現場に常駐している。（工事請負契約書第10条3の場合を除く） （１回／月）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②現場代理人は、監督職員との連絡調整及び報告を適時・的確に行う等、受発注者間のコミュニケーションの向上に取り組んでいる。 （１回／月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③監理技術者（主任技術者）は、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、１回／月 程度） 第		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④下請負者が当機構の競争参加資格登録者である場合には、指名停止期間中でない。 （当初、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
○設計図書の条件変更等	①契約書第18条（1）から（5）に係わる条件変更等の確認を行っている。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	①施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
	②記載内容と現場施工方法と一致している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 （着手前、変更時）	第１回 （　／／　） □	第２回 （　／／　） □	第３回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □	第○回 （　／／　） □		
	⑤入札前に総合評価落札方式が適用された工事にあっては、技術提案内容を反映している。 （着手前、施工中）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添４－３

○施工監理 ・工事材料確認整理	①工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	
・出来形、品質管理	②日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
・現場環境改善	③内容説明書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○検査（確認を含む）及び立会等の調整	①監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○工事関係書類	①設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。「請負工事監督要領細目（建築編）」に定める書類一覧表を活用） （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	
○工事の着手	①工事着手を確認した(内容説明書等に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手した。） （着手時）	（ ／／ ） □														
○支給材料及び貸与品	①支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出した。 （引渡し時）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○建設副産物及び建設廃棄物	①受注者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 **（着手前、変更時）**	第１回 （ ／／ ） □	第２回 （ ／／ ） □	第３回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □		
○指定建設機械類の確認	①指定建設機械（排水ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－３

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅱ．工程管理）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○工程管理	①実施工程の作成及びフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。 （１回／月）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 （１回／３ヶ月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③現場閉所の確保を行った記録が整理されている。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅲ．安全対策）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○安全活動	①安全協議会等を設置し、活動記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②店社パトロールを実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③安全・訓練等を実施し、記録等がある。 （１回／月）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑤当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑥過積載防止に取り組んでいる記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑦使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑧重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

	⑨山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑩足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑪保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○「工事中事故防止対策に関する指導事項」の取り組み	①施工計画書に記載した工事中の事故を防止するための事項が現場施工等と一致している。 （着手前、１回／３ヶ月程度） （着手前、変更時）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○安全パトロールの指摘事項の処理	①各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト

２．施工状況（Ⅳ．対外関係）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント														備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
		着手前	施　工　中												完成時	
○関係機関等	①関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録等がある。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－４

施工プロセスチェックリスト

（電気工事）

別添４－４

施工プロセスチェックリスト

１．工 事 名
２．工　　期 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日
３．受注者

○○○局
○○○建設所
監督員名：

①「施工プロセスチェックリスト（標準例）」は、電気工事標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②チェック欄には、書類もしくは現場等で確認した月日及びその内容がＯＫであれば□にレ点を記入し、ＯＫでなければ□を空欄とし、備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
　該当がない場合は□に■マークを記入する。
③工種に応じて確認項目等の対象に該当しない場合は、備考欄に該当理由を記入し確認行為はを行わないものとする。

１．施工体制（Ⅰ．施工体制一般）

確　認　項　目	チェックリスト （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント チェック時期 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
(1)配置技術者に関する点検																
○同一性及び所属	①工事請負契約書第10条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と、同一人物であり、受注者（元請業者）に所属する者である。 （着手前）	（　／／　） □														
○配置技術者の資格	②建設業第26条第1項（主任技術者）又は第2項（監理技術者）に必要とされる資格を有している。 （着手前）	（　／／　） □														
○監理技術資格者証	③建設業法第26条第6項に基づき、監理技術者本人から監理技術者資格者証の提示を求め、監理技術者資格者証に記載されている内容が適切である。 （着手前）	（　／／　） □														
○現場への常駐状況	④配置された監理技術者又は主任技術者が常駐している。（昼夜連続の工事など、監理技術者又は主任技術者の常駐が困難な工事にあっては、その専任状況及び連絡体制を確認） （施工時　１回／月程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
(2)施工体制台帳等に関する点検		第１回	第２回	第３回	第○回	第○回	第○回	第○回	第○回	第○回	第○回	第○回	第○回	第○回		
○施工体制台帳等の記載事項	①-1 受注者から提出された施工体制台帳の記載内容が「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について（通達）」による確認において不備がない。 （当初、変更時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		

別添4－4

	①-2 建設業法第24条の8に基づき、各下請負人の施工分担関係が一目でわかるように記載した施工体系図を作成している。 （当初、変更時）	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □		
○施工体制台帳の備え付け	②建設業法第24条の8に基づき、提出された施工体制台帳と同一のものが現場事務所に備え付けられている。 （施工時　1回／月程度）	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □		
○施工体系図の掲示	③受注者から提出された施工体制台帳と一致した施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見えやすい場所に掲げられている。 （施工時　1回／月程度）	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □		
○施工体制の把握	④-1 現場の施工体制が受注者から提出された施工体制台帳（契約書等の添付資料を含む）や施工体系図に記載された内容と相違がない。 （施工時　1回／月程度）	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □		
	④-2 下請業者の中に無許可業者がいる場合に、500万円以上（建築一式工事にあっては1,500万円以上）の工事を下請けさせていない。 （施工時　1回／月程度）	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □		
○建設業許可票の掲示	⑤建設業法第40条に基づき、受注者（元請け）が建設業の許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されている。 （施工中１回程度）		（／／） □													
○建設業退職金共済制度の掲示	⑥適正化指針第2の5(5)ハに基づく、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されている。 （施工時　1回程度）		（／／） □													
○労災保険関係成立票の掲示	⑦労働者災害補償保険法施行規則第49条に基づき、工事現場の労働者が見やすい場所に労働保険関係成立票が掲示されている。 （施工時　1回程度）		（／／） □													
○コリンズへの登録	⑧事前に監督職員の確認を受け、契約締結等の翌日から15日以内に工事実績データ（コリンズ）登録機関に申請した。 （受注時、変更時、完成時）	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	（／／） □	

(3)一括下請負に関する点検																
○施工体系	①-1 受注者（元請）の実施割合 （累計出来高が50%を超えた時期以降 年１回程度）	第１回 （ ／／ ） %	第２回 （ ／／ ） %	第３回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %	第○回 （ ／／ ） %		
	①-2 受注者の実施割合が50%未満の場合、「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の２≫において指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○受注者の実質的関与	③「一括下請負に関する点検要領≪様式、別紙３の３≫」において、指摘事項がない （施工中　年１回程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅰ．施工管理）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中											完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○施工体制	①現場代理人は、現場に常駐している。（工事請負契約書第10条3の場合を除く） （１回／月）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②現場代理人は、監督職員との連絡調整及び報告を適時・的確に行う等、受発注者間のコミュニケーションの向上に取り組んでいる。 （１回／月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③監理技術者（主任技術者）は、施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	④下請負者が当機構の競争参加資格登録者である場合には、指名停止期間中でない。 （当初、変更時）	第１回 （ ／／ ） □	第２回 （ ／／ ） □	第３回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □	第○回 （ ／／ ） □		
○設計図書の条件変更等	①契約書第18条（1）から（5）に係わる条件変更等の確認を行っている。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添４－４

	②現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、１回／３ヶ月程度）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工計画書	①施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	②記載内容と現場施工方法と一致している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	③記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	④記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 （着手前、変更時）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
	⑤入札前に総合評価落札方式が適用された工事にあっては、技術提案内容を反映している。 （着手前、施行中）	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○施工監理 ・工事材料確認整理	①工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	
・出来形、品質管理	②日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
・現場環境改善	③内容説明書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○検査（確認を含む）及び立会等の調整	①監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □		
○工事関係書類	①設計図書に基づき、工事関係書類を不足無く整理している。 （１回／３ヶ月 程度）		（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	（　／／　） □	

○工事の着手	①工事着手を確認した(内容説明書等に工事に着手すべき期日について定めがある場合には､その期日までに工事着手した。) （着手時）	(／／) □														
○支給材料及び貸与品	①支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、７日以内に受領書又は借用書を提出した。 （引渡し時）		(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □		
○建設副産物及び建設廃棄物	①受注者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより適正に処理されていることを確認している。 （１回／３ヶ月 程度）		(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □		
	②再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （着手前、変更時）	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □		
○指定建設機械類の確認	①指定建設機械（排水ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （１回／３ヶ月 程度）		(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □		

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅱ．工程管理）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○工程管理	①実施工程の作成及びフォローアップ等を実施し、適切に工程の管理を行っている。 （１回／月）		(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □		
	②現場条件の変更への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 （１回／３ヶ月程度）		(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □		
	③現場閉所の確保を行った記録が整理されている。 （１回／３ヶ月 程度、完成時）		(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	(／／) □	

別添４－４

施工プロセスチェックリスト（標準例）

２．施工状況（Ⅲ．安全対策）

確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○安全活動	①安全協議会等を設置し、活動記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②店社パトロールを実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③安全・訓練等を実施し、記録等がある。 （１回／月）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	④安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑤当該工事の現場特性を反映した新規入場者教育を実施し、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑥過積載防止に取り組んでいる記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑦使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑧重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑨山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	⑩足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録等がある。 （１回／３ヶ月 程度）		（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

	⑪保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録等がある。 （1回／3ヶ月 程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○工事中事故防止対策に関する指導事	①施工計画書に記載した工事中の事故を防止するための事項が現場施工等と一致している。 （着手前、1回／3ヶ月程度） （着手前、変更時）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
○安全パトロールの指摘事項の処理	①各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 （1回／3ヶ月 程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

施工プロセスチェックリスト（標準例）

2．施工状況（Ⅳ．対外関係）

確　認　項　目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	上段：チェック日、中段：チェック欄、下段：コメント 着手前	施　工　中												完成時	備　　考 （改善通知・指示事項及び是正状況等）
○関係機関等	①関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録等がある。 （着手前、1回／3ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	②地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録等がある。 （着手前、1回／3ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		
	③隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録等がある。 （着手前、1回／3ヶ月程度）	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □	（ ／／ ） □		

別添５

施工状況把握チェックシート（土木工事用）

別添５－１

施工状況把握チェックシート

標準

【施工状況把握チェックシート】

	コンクリート打込み時（標準）	標準：日平均気温が、4℃を超え、25℃以下	
建設事務所・建設所		打込み日	
工事件名		日平均気温（予報値）	
受注者		打込み開始時気温	
構造物名称		天候	
構造形式		打込み量（m^3）	
部位		リフト	
配合		リフト高さ（m）	
生コン工場名		打込み開始時刻（予定）	
確認時間帯		打込み終了時刻（予定）	
実施確認者（受注者）		打込み開始時刻（実績）	
実施確認者（機構）		打込み終了時刻（実績）	
養生方法	□　普通養生　　□保温養生　　□給熱養生	脱型日	
養生方法の詳細		湿潤養生終了日	
温度測定の位置		脱型後の養生	
温度測定装置と測定間隔		養生中の温度（雰囲気）	
温度の測定期間		養生中の温度（コンクリート）	

本様式およびその活用にあたっては、「コンクリート構造物の品質確保に向けた施工状況把握チェックシートおよび表層目視評価法の活用のための要点（案）」による。
留意点1：示方書・各種基準類等に基づき、標準的な材料および施工方法を想定した。暑中・寒中コンや施工条件に応じて、項目の変更・追加してよい。
留意点2：シートを基に、受発注者がコミュニケーションを図り、共通理解を得て、改善活動を具体的に推進する。

施工段階	チェック項目	確認時のメモ	確認欄（○、ー）
準備	施工管理者が現場に常駐し、品質管理にあたっているか。		
	運搬装置・打込み設備は汚れていないか。		
	コンクリートと接して吸水するおそれのあるところは、あらかじめ湿らせているか。（型枠・鉄筋など）		
	型枠内の雑物（水溜まり・木屑や結束線等）を取除き、十分清掃しているか。		
	かぶり内に結束線はないか。		
	打継ぎ面のレイタンス等を取り除き、面を粗にした上で、十分吸水させているか。		
	コンクリート打込み作業人員(※)に余裕を持たせているか。 ※監理・主任技術者・ポンプ車運転手を除く人員		
	打設計画は、作業員に周知されているか。		
	予備のバイブレータを準備しているか。		
	発電機のトラブルがないよう、事前にチェックをしているか。また、予備を準備しているか。		
運搬	練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は適切であるか。（標準：2時間以内。）		
打込み	所定の品質管理の試験回数と規格を満足しているか。		
	圧送に先立ち、モルタルを圧送する処置をしているか。圧送したモルタルを型枠内に打込んでいないか。		
	鉄筋のかぶりや配置を乱さない、型枠のはらみがない、支保工の沈下のないよう適切な処置を講じているか。		
	横移動が不要となる適切な位置に、コンクリートを垂直に降ろしているか。打込み箇所の位置・間隔を明示しているか。		
	圧送は連続的に行っているか。コールドジョイントを生じないよう、許容打重ね時間間隔は所定の時間内か。（外気温の日平均で25℃以下のときは2.5時間とし、25℃を超えるときは2.0時間。）		
	コンクリートの表面が水平になるように打込んでいるか。		
	一層の高さは、40～50cm以下としているか。		
	下層のコンクリートが固まり始める前に、上層を打込んでいるか。		
	鉛直部材と水平部材を連続して打込む場合、水平部材の打込みは、鉛直部材の打込み終了後の１～２時間後に行っているか。		
	コンクリートの投入高さは、ポンプ配管等の吐出口から打込み面までの高さを1.5m以下としているか。		
	表面のブリーディング水を取り除いてから打込んでいるか。		
締固め	バイブレータを下層のコンクリートに10cm程度挿入し、上層と下層を一体化させているか。		
	バイブレータを鉛直に挿入し、挿入間隔は50cm以下としているか。		
	バイブレータの振動時間は適切か。（目安5～15秒）		
	締固め作業中に、バイブレータを鉄筋等に接触させていないか。		
	バイブレータでコンクリートを横移動させていないか。		
	バイブレータは、穴が残らないように徐々に引抜いているか。		
	露出面は、平滑なモルタルの表面が得られるように締固めしているか。		
仕上げ	ブリーディング水を取り除いた後に仕上げているか。また、仕上げ作業を過度にしていないか。		
	路盤コンクリートと接する面は、ほうき目仕上げとしているか。		
	表面仕上げ作業後、硬化前に発生したひび割れを再仕上げまたはタンピングにより取り除いているか。		
養生	打込み後、低温、高温、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃、振動等の有害な作用の影響を受けないよう十分に養生しているか。		
	コンクリートの露出面を湿潤状態に保っているか。		
	湿潤状態を保つ期間は適切であるか。		
	型枠および支保工の取外しは、コンクリートが必要な強度に達した後であるか。		

	要改善事項等	対応	確認欄
要改善			

別添５－２

施工状況把握チェックシート

寒中

【施工状況把握チェックシート】

	コンクリート打込み時（寒中）	標準：日平均気温が、4℃以下	
建設事務所・建設所		打込み日	
工事件名		日平均気温（予報値）	
受注者		打込み開始時気温	
構造物名称		天候	
構造形式		打込み量（m^3）	
部位		リフト	
配合		リフト高さ（m）	
生コン工場名		打込み開始時刻（予定）	
確認時間帯		打込み終了時刻（予定）	
実施確認者（受注者）		打込み開始時刻（実績）	
実施確認者（機構）		打込み終了時刻（実績）	
養生方法	□　普通養生　□保温養生　□給熱養生	脱型日	
養生方法の詳細		湿潤養生終了日	
温度測定の位置		脱型後の養生	
温度測定装置と測定間隔		養生中の温度（雰囲気）	
温度の測定期間		養生中の温度（コンクリート）	

本様式およびその活用にあたっては、「コンクリート構造物の品質確保に向けた施工状況把握チェックシートおよび表層目視評価法の活用のための要点（案）」による。
留意点1：示方書・各種基準類等に基づき、標準的な材料および施工方法を想定した。暑中・寒中コンや施工条件に応じて、項目の変更・追加してよい。
留意点2：シートを基に、受発注者がコミュニケーションを図り、共通理解を得て、改善活動を具体的に推進する。

施工段階	チェック項目	確認時のメモ	確認欄（○、ー）
事前の計画	寒中コンクリート施工計画書の立案を行ったか。		
	防寒養生仮囲いの積雪荷重あるいは除雪は考慮されているか。		
	コンクリートの打込みを行う地盤や打継箇所は凍結していないか。		
	支保工の基礎は、地盤の凍結・融解により変位を生じないか。		
	融雪水の処理は検討されているか。		
	防寒養生仮囲いおよび給熱養生のヒーター台数と配置は予備を含めて計画しているか。過去10年間の日最低平均温度を想定した設備か。		
	防寒囲いの打設口（開口部）の位置、開閉作業に問題はないか。		
	打込みの数日前から全覆い型の養生上屋の設置、前養生を計画しているか。		
準備	施工管理者が現場に常駐し、品質管理にあたっているか。		
	運搬装置・打込み設備は汚れていないか。		
	コンクリートと接して吸水するおそれのあるところは、あらかじめ湿らせているか。（型枠・鉄筋など）		
	型枠内の雑物（水溜まり・木屑や結束線等）を取除き、十分清掃しているか。		
	かぶり内に結束線はないか。		
	打継ぎ面のレイタンス等を取り除き、面を粗にした上で、十分吸水させているか。		
	凍結防止のため打継目は乾燥しているか。 また、打込み直前に散水してぬらしているか。		
	鉄筋・型枠等に付着した氷雪を取り除いているか。		
	打込まれたコンクリートが外気温や風雪によって急冷されない（型枠内に氷雪が入り込まない）ようにされているか。		
	打込み終了時刻が夕暮れに時になる場合や暗所に備えて、 打込み箇所に照明灯が用意されているか。		
	型枠内底面および防寒囲い内に複数の温度計を設置し、打込み直前から温度管理を行っているか。		
	温度計は、最高・最低温度や経時変化を記録できるものか。		
	打設日の天候に問題はないか。		
	防寒養生仮囲いおよび給熱養生のヒーター台数と配置は予備を含めて計画どおりか。また、事前にヒーターの稼働・燃料をチェックしているか。		
	防寒囲いの打設口（開口部）の位置、開閉作業に問題はないか。		
	打込みの数日前から全覆い型の養生上屋を設置し、前養生をしているか。		
	コンクリート打込み作業人員(※)に余裕を持たせているか。 ※監理・主任技術者・ポンプ車運転手を除く人員		
	打設計画は、作業員に周知されているか。		
	予備のバイブレータを準備しているか。		
	発電機のトラブルがないよう、事前にチェックをしているか。また、予備を準備しているか。		

施工段階	チェック項目	確認時のメモ	確認欄（○、ー）
運搬	練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は適切であるか。（標準：2時間以内。）		
	アジテータトラックや輸送管の保温対策等により、コンクリートの温度低下を防いでいるか。		
	ポンプ車のホースを容易に投入できるよう屋根を開けているか。		
	凍結しているもの、氷雪の混入している生コンを用いていないか。		
打込み	所定の品質管理の試験回数と規格を満足しているか。		
	打込み時のコンクリート温度は、5～20℃か。		
	打込み終了後、ただちにシートやその他の適当な材料で表面を覆う等の対策により、コンクリートの初期凍害を防止しているか。		
	圧送に先立ち、モルタルを圧送する処置をしているか。圧送したモルタルを型枠内に打込んでいないか。		
	鉄筋のかぶりや配置を乱さない、型枠のはらみがない、支保工の沈下のないよう適切な処置を講じているか。		
	横移動が不要となる適切な位置に、コンクリートを垂直に降ろしているか。打込み箇所の位置・間隔を明示しているか。		
	圧送は連続的に行っているか。コールドジョイントを生じないよう、許容打重ね時間間隔は所定の時間内か。（外気温の日平均で25℃以下のときは2.5時間。）		
	コンクリートの表面が水平になるように打込んでいるか。		
	一層の高さは、40～50cm以下としているか。		
	下層のコンクリートが固まり始める前に、上層を打込んでいるか。		
	鉛直部材と水平部材を連続して打込む場合、水平部材の打込みは、鉛直部材の打込み終了後の１～２時間後に行っているか。		
	コンクリートの投入高さは、ポンプ配管等の吐出口から打込み面までの高さを1.5m以下としているか。		
	表面のブリーディング水を取り除いてから打込んでいるか。		
締固め	バイブレータを下層のコンクリートに10cm程度挿入し、上層と下層を一体化させているか。		
	バイブレータを鉛直に挿入し、挿入間隔は50cm以下としているか。		
	バイブレータの振動時間は適切か。（目安5～15秒）		
	締固め作業中に、バイブレータを鉄筋等に接触させていないか。		
	バイブレータでコンクリートを横移動させていないか。		
	バイブレータは、穴が残らないように徐々に引抜いているか。		
	露出面は、平滑なモルタルの表面が得られるように締固めしているか。		
仕上げ	ブリーディング水を取り除いた後に仕上げているか。また、仕上げ作業を過度にしていないか。		
	路盤コンクリートと接する面は、ほうき目仕上げとしているか。		
	表面仕上げ作業後、硬化前に発生したひび割れを再仕上げまたはタンピングにより取り除いているか。		
養生	仕上げ後から湿潤養生までの間に、仕上げ面が乾燥しない配慮をしているか。		
	打込み後、低温、高温、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃、振動等の有害な作用の影響を受けないよう十分に養生しているか。		
	コンクリートの露出面を湿潤状態に保っているか。		
	湿潤状態を保つ期間は適切であるか。		
	型枠および支保工の取外しは、コンクリートが必要な強度に達した後であるか。		
	仮囲い上屋の除雪は必要ないか。		
	仮囲いの養生シートなどの破損や隙間はないか。		
	ヒーターの燃料の給油は必要ないか。		
	硬化を始めるまでに乾燥するおそれがある場合は、シートなどで日よけや風よけを設けているか。		
	初期凍害を防止できる強度が得られるまでのコンクリート温度（5℃以上）とその保持期間は適切であるか。		

	要改善事項等	対応	確認欄
要改善			

別添５－３

施工状況把握チェックシート

暑中

【施工状況把握チェックシート】

	コンクリート打込み時（暑中）	標準：日平均気温が、25℃を超える	
建設事務所・建設所		打込み日	
工事件名		日平均気温（予報値）	
受注者		打込み開始時気温	
構造物名称		天候	
構造形式		打込み量（m^3）	
部位		リフト	
配合		リフト高さ（m）	
生コン工場名		打込み開始時刻（予定）	
確認時間帯		打込み終了時刻（予定）	
実施確認者（受注者）		打込み開始時刻（実績）	
実施確認者（機構）		打込み終了時刻（実績）	
養生方法	□　普通養生　　□保温養生　　□給熱養生	脱型日	
養生方法の詳細		湿潤養生終了日	
温度測定の位置		脱型後の養生	
温度測定装置と測定間隔		養生中の温度（雰囲気）	
温度の測定期間		養生中の温度（コンクリート）	

本様式およびその活用にあたっては、「コンクリート構造物の品質確保に向けた施工状況把握チェックシートおよび表層目視評価法の活用のための要点（案）」による。
留意点1：示方書・各種基準類等に基づき、標準的な材料および施工方法を想定した。暑中・寒中コンや施工条件に応じて、項目の変更・追加してよい。
留意点2：シートを基に、受発注者がコミュニケーションを図り、共通理解を得て、改善活動を具体的に推進する。

施工段階	チェック項目	確認時のメモ	確認欄（○、ー）
準備	施工管理者が現場に常駐し、品質管理にあたっているか。		
	運搬装置・打込み設備は汚れていないか。		
	コンクリートと接して吸水するおそれのあるところは、あらかじめ湿らせているか。（型枠・鉄筋など）		
	型枠内の雑物（水溜まり・木屑や結束線等）を取除き、十分清掃しているか。		
	かぶり内に結束線はないか。		
	打継ぎ面のレイタンス等を取り除き、面を粗にした上で、十分吸水させているか。		
	単位セメント量・単位水量をできるだけ少なくした配合か。		
	型枠・鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合に、散水・覆い等の適切な処置をしているか。		
	コンクリート打込み作業人員(※)に余裕を持たせているか。 ※監理・主任技術者・ポンプ車運転手を除く人員		
	打設計画は、作業員に周知されているか。		
	予備のバイブレータを準備しているか。		
	発電機のトラブルがないよう、事前にチェックをしているか。また、予備を準備しているか。		
運搬	練り混ぜてから打ち終わるまでの時間は適切であるか。（外気温25℃を超えるときで、標準1.5時間以内）		
	アジテータトラックや輸送管の保温対策等により、コンクリートの温度上昇を防いでいるか。		
打込み	所定の品質管理の試験回数と規格を満足しているか。		
	打込み時のコンクリート温度は、35℃以下か。		
	圧送に先立ち、モルタルを圧送する処置をしているか。圧送したモルタルを型枠内に打込んでいないか。		
	鉄筋のかぶりや配置を乱さない、型枠のはらみがない、支保工の沈下のないよう適切な処置を講じているか。		
	横移動が不要となる適切な位置に、コンクリートを垂直に降ろしているか。打込み箇所の位置・間隔を明示しているか。		
	圧送は連続的に行っているか。コールドジョイントを生じないよう、許容打重ね時間間隔は所定の時間内か。（外気温の日平均で25℃を超えるときは2.0時間。）		
	コンクリートの表面が水平になるように打込んでいるか。		
	一層の高さは、40～50cm以下としているか。		
	下層のコンクリートが固まり始める前に、上層を打込んでいるか。		
	鉛直部材と水平部材を連続して打込む場合、水平部材の打込みは、鉛直部材の打込み終了後の１～２時間後に行っているか。		
	コンクリートの投入高さは、ポンプ配管等の吐出口から打込み面までの高さを1.5m以下としているか。		
	表面のブリーディング水を取り除いてから打込んでいるか。		
締固め	バイブレータを下層のコンクリートに10cm程度挿入し、上層と下層を一体化させているか。		
	バイブレータを鉛直に挿入し、挿入間隔は50cm以下としているか。		
	バイブレータの振動時間は適切か。（目安5～15秒）		
	締固め作業中に、バイブレータを鉄筋等に接触させていないか。		
	バイブレータでコンクリートを横移動させていないか。		
	バイブレータは、穴が残らないように徐々に引抜いているか。		
	露出面は、平滑なモルタルの表面が得られるように締固めしているか。		
仕上げ	ブリーディング水を取り除いた後に仕上げているか。また、仕上げ作業を過度にしていないか。		
	路盤コンクリートと接する面は、ほうき目仕上げとしているか。		
	表面仕上げ作業後、硬化前に発生したひび割れを再仕上げまたはタンピングにより取り除いているか。		
養生	打込み後、低温、高温、急激な温度変化、乾燥、荷重、衝撃、振動等の有害な作用の影響を受けないよう十分に養生しているか。		
	コンクリートの露出面を湿潤状態に保っているか。		
	湿潤状態を保つ期間は適切であるか。		
	型枠および支保工の取外しは、コンクリートが必要な強度に達した後であるか。		

	要改善事項等	対応	確認欄
要改善			

別添６

表層目視評価法（土木工事用）

別添6　表層目視評価法

評価基準 ＼ 評価項目	一般的に「良」とされる範囲				不適合
	4点	3点	2点	1点	－
(1) 沈みひび割れ	 セパコン跡近傍にも沈みひび割れがない	 調査対象範囲のセパコン跡近傍の概ね1/5以上に沈みひび割れが発生 または、セパコン跡直径の3倍以上の長さの沈みひび割れが発生	 調査対象範囲のセパコン跡近傍の概ね1/2以上に沈みひび割れが発生 または、セパコン跡直径の5倍以上の長さの沈みひび割れが発生	 2点の状態よりも劣る	構造物のオーナーから不具合と判定される状況で補修を要するもの
(2) 表面気泡	 5mm以下の気泡がほとんどない (目安：概ね50個以下/m²)	 5mm以下の気泡が認められる (目安：概ね50個以上/m²)	 10mm以下の気泡が認められる (目安：概ね50個以上/m²)	 2点の状態よりも劣る	
(3) 打重ね	 調査対象範囲に改善※1を要する打重ねが認められない	 調査対象範囲の概ね1/5以上に改善※1を要する打重ねが認められる	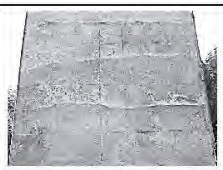 調査対象範囲の概ね1/2以上に改善※1を要する打重ねが認められる	 2点の状態よりも劣る	
	※1 改善の着眼点 … 所定の厚さで打ち込まれているか。水平に打ち込まれているか。 上層下層一体の締固めが行われているか。				
(4) 型枠継ぎ目のノロ漏れ	 調査対象範囲にノロ漏れがほとんど認められない	 調査対象範囲の概ね1/10以上にノロ漏れが認められる	 調査対象範囲の概ね1/3以上にノロ漏れが認められる	 2点の状態よりも劣る	
(5) 砂すじ	 調査対象範囲に砂すじがほとんど認められない	 調査対象範囲の概ね1/10以上に砂すじが認められる	 調査対象範囲の概ね1/3以上に砂すじが認められる	 2点の状態よりも劣る	

引用元：国土交通省　東北地方整備局
コンクリート構造物の品質確保の手引き（案）（橋脚、橋台、函渠、擁壁編）2023年改訂版

表層目視評価結果（案）

構造物名：

測定箇所：

評価回数：　　回目（脱型後　　日後）

評価者氏名：

日時・時間　：

測定時天候：

測定箇所番号				
①沈みひび割れ				
②表面気泡				
③打重ね				
④型枠継ぎ目のノロ漏れ				
⑤砂すじ				
備　考				

【構造物概略図】
※構造物の目視評価測定箇所が分かるよう、手書きでポンチ絵を記載。

N

W

E

S

正面図

平面図

別添７

成績評定評価委員会設置要領

１　趣旨

本要領は、各地方機関に設置する成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

２　委員会

委員会は、次の事項について審議するものとする。

(1)請負工事成績評定要領に基づき通知された評定点について、受注者から説明を求められた場合の回答

(2)その他請負工事成績評定の運用に関し、必要と認める事項

３　委員会の委員及び組織

(1) 委員会は、主査、副主査及び委員で構成し、次に掲げる者をもってこれにあてる。

主　査	計画担当部長
副主査	当該工事又は当該作業の担当部長
委　員	契約担当課長
	計画担当課長
	積算担当課長
	当該工事又は当該作業の担当課長

(2) 主査に事故あるときは、副主査がその職務を代理するものとする。

４　委員会の召集

委員会は、主査が必要と認めたときに随時に開催するものとする。

５　委員会の庶務

委員会の庶務は、計画担当課が行うものとする。